

やまぐち子ども・子育て応援プラン ～みんなで子育て応援山口県～ (山口県子ども・子育て支援事業支援計画)

(最終案)



平成27年(2015年)2月
山 口 県

表紙の絵：平成26年度児童福祉月間絵画部門最優秀作品
[上村 輝（うえむら ひかる）さん：防府市立西浦小学校]

《目 次》

第1章 策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1

第2章 基本的な考え方

1	計画の基本目標	2
2	キャッチフレーズ	2
3	施策推進の基本的な考え方	2
4	子どもと家庭を取り巻く環境の変化	3

第3章 施策の具体的な施策展開

1	子育て文化の創造に向けた気運の醸成	1 6
2	保健医療サービスの充実と健康の増進	1 8
3	子育て家庭への支援の充実	2 2
4	子どもの学習環境の整備充実	2 5
5	職業生活と家庭生活との両立支援	3 0
6	地域における子育て支援の充実	3 4
7	子どもの安全確保と健全育成	3 8
	(参考資料) 数値目標一覧	4 4

第4章 教育・保育の確保方策等

1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	4 7
2	認定こども園の設置目標	4 8
3	特定教育・保育及び地域型保育を行う者の必要見込数	5 0

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	6 1
2	計画の点検・評価	6 2

附属資料

○	少子化社会対策基本法	6 4
○	次世代育成支援対策推進法	6 8
○	子ども・子育て支援法	7 7
○	子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	1 1 3
○	山口県子育て文化審議会規則	1 1 7
○	山口県子育て文化審議会委員名簿	1 1 8
○	健やか親子21(第2次)	1 1 9
○	用語解説	1 2 1

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、本県においても、核家族化、地域におけるつながりの希薄化、仕事優先の雇用環境等に起因して、子育てに対する不安や負担が増大しています。また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の変化などを背景として、近年、少子化が一層進行しています。平成25年の出生数は戦後最低を記録し、日本創成会議の推計では、県内においても消滅の可能性が指摘される市町があり、これまでの趨勢で推移したとすれば、平成52年の本県の人口は102万人と見込まれるなど、依然として少子化に歯止めがかからない大変厳しい状況にあります。

少子化の急速な進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

このため、本県では、新たな県政運営の指針となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の未来を拓く突破プロジェクトに「子育てしやすい環境づくり」を掲げ、少子化対策・子育て支援の取組を強化することとしています。

このチャレンジプランの方向性や平成27年度から本格施行となる子ども・子育て支援新制度を踏まえながら、「やまぐち子育て文化の創造」を目指した5年間（平成27年度から平成31年度まで）の基本指針として、このプランを策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、「子育て文化創造条例」第12条の規定に基づく計画として策定するものです。

併せて、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」や次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく都道府県計画（前期計画）として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法に規定されている5年間（平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）まで）とします。

1 計画の基本目標

やまぐち子育て文化の創造

次代の社会を担う子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、県民の願いであり、その実現に向けて、家庭・学校・職場・地域が一体となって、安心して子どもを生み、育てることができる社会をつくることが求められています。

こうしたことから、子どもや子育てを社会全体で愛情を持って優しく見守り、支援する取組を積み重ね、それが風土や住みよさとして世代を超えて受け継がれていく「やまぐち子育て文化の創造」を目指して、子育て支援・少子化対策を総合的に推進します。

2 キャッチフレーズ

～ みんなで子育て応援山口県 ～

また、社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、「みんなで子育て応援山口県」を本計画のキャッチフレーズとします。

3 施策推進の基本的な考え方

「やまぐち子育て文化創造」に向けて、次の考え方に立って施策を推進します。

○ 家庭、学校、企業、地域等において、連携を図りながら、積極的に施策を推進します。

○ 結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のないきめ細やかな施策を推進します。

○ 地域の特性や県民の多様なニーズを踏まえ、利用しやすいサービスの提供に向け、利用者の視点に立った施策を推進します。

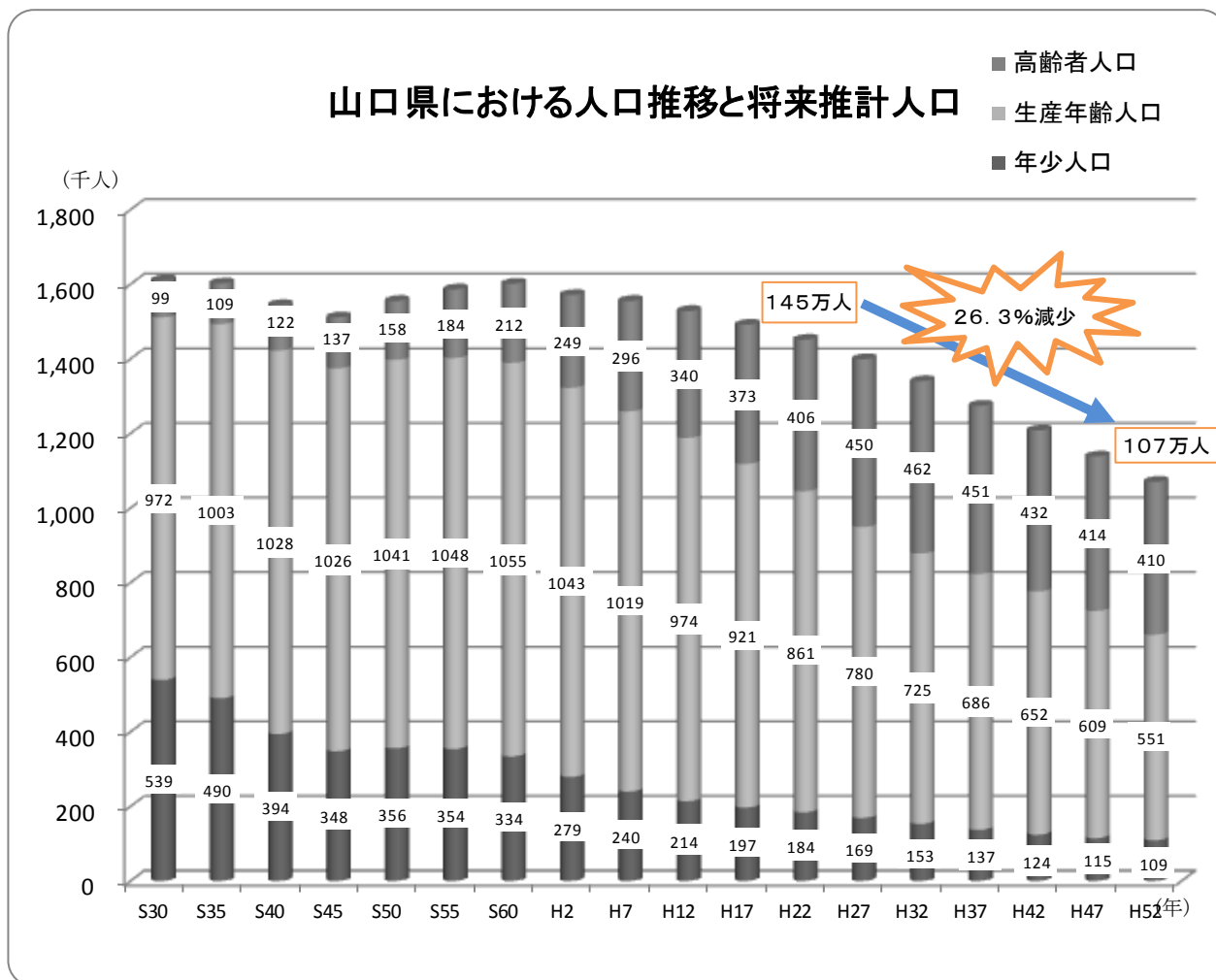
4 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

(1) 人口の減少

山口県の人口は、昭和33年（1958年）にピーク（162万人）に達した後、若干の増減を経て、昭和60年（1985年）以降は減少しており、平成22年（2010年）の145万人から、平成52年（2040年）には、国立社会保障・人口問題研究所は107万人、県独自の試算では102万人と推計されるなど、30年間で約3割の減少が見込まれます。

また、日本創成会議は、平成52年（2040年）までに若年女性人口が50%以上減少し、合計特殊出生率が上昇しても人口規模を維持できない自治体が全国の約5割896市区町村あると発表し、本県では7市町が含まれています。

■ 将来推計人口

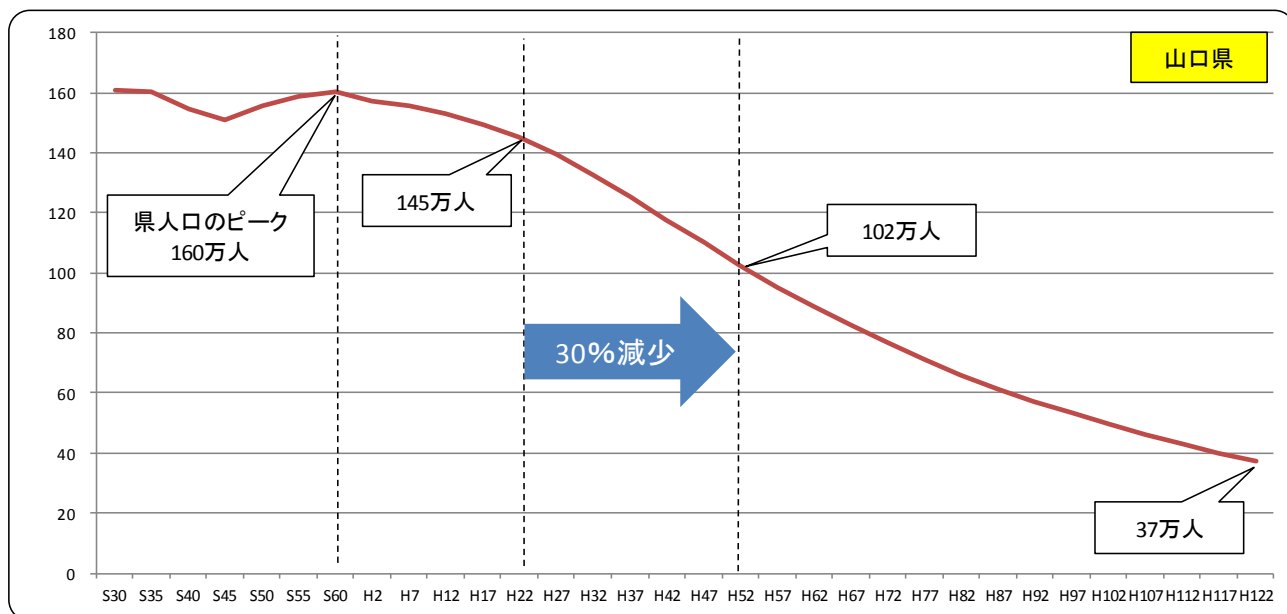
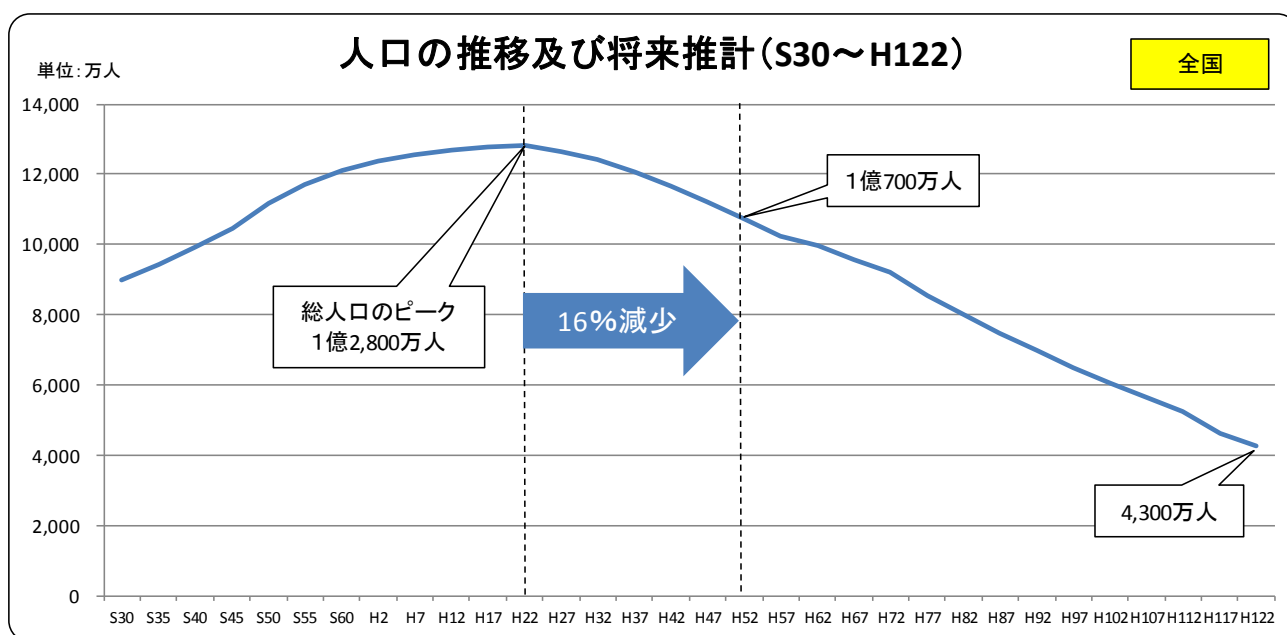


資料：国立社会保障・人口問題研究所

■日本創成会議

区 分	日本創成会議の推計	本県の該当市町
2040年までに若年女性人口が50%以上減少 【消滅可能性都市】	896市区町村 (49.8%)	【7市町】 萩市、長門市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
上記のうち、2040年の人口が1万人未満 【消滅可能性が高い】	523市区町村 (29.1%)	【4町】 周防大島町、上関町、平生町、阿武町

■県の試算による人口の動向



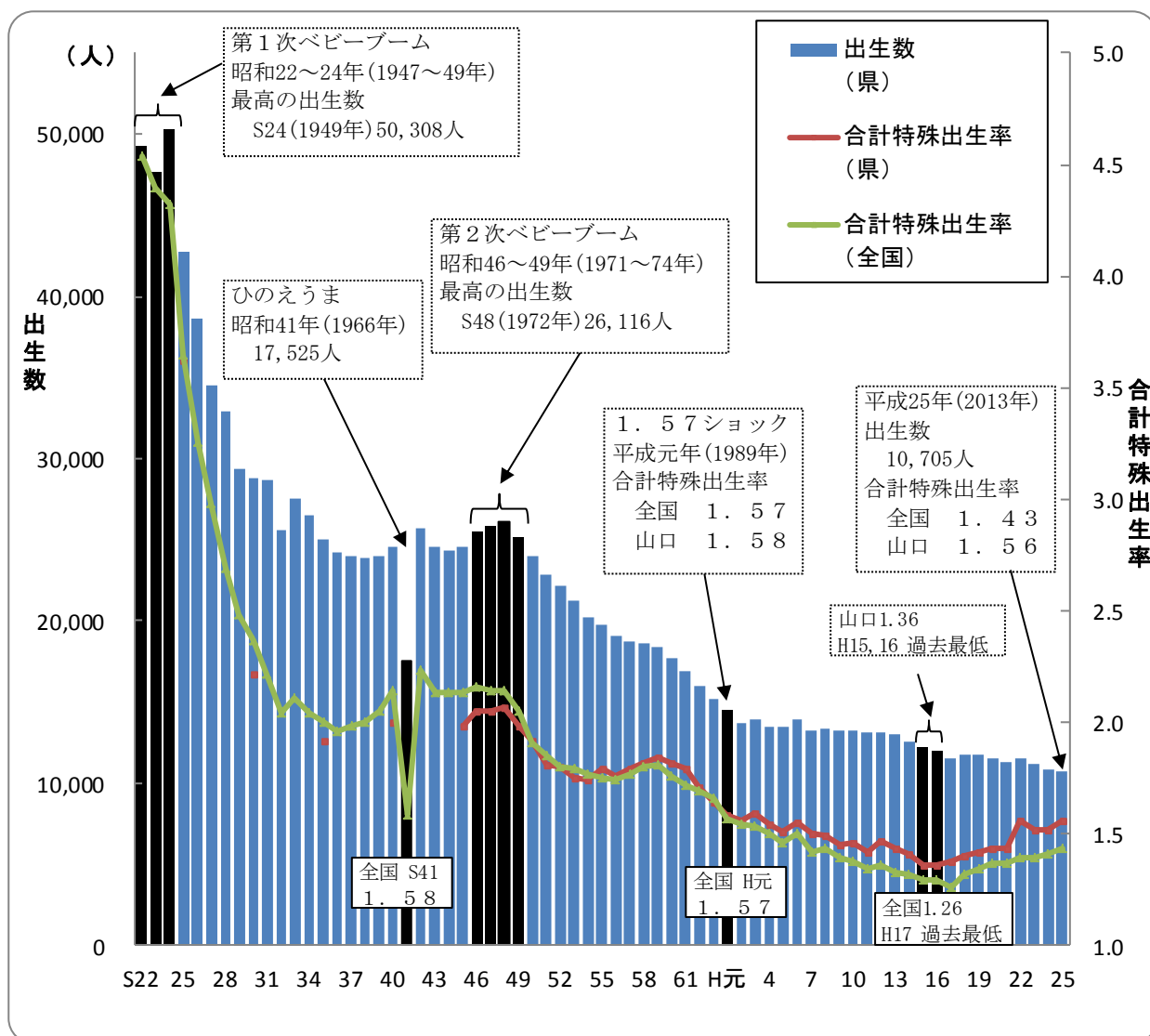
資料：国立社会保障・人口問題研究所の資料をもとにした県の試算

(2) 少子化の進行

山口県では、1年間に生まれる子どもの数は、戦後のピークであった昭和24年には、50,308人でしたが、平成25年には、10,705人と、約5分の1に減少しています。

1人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均（合計特殊出生率）については、1.56と全国を上回っていますが、人口置換水準（人口を維持するために必要とされる水準をいい、日本では2.07～2.08である。）を大きく下回っており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にあります。

出生数及び合計特殊出生率の推移



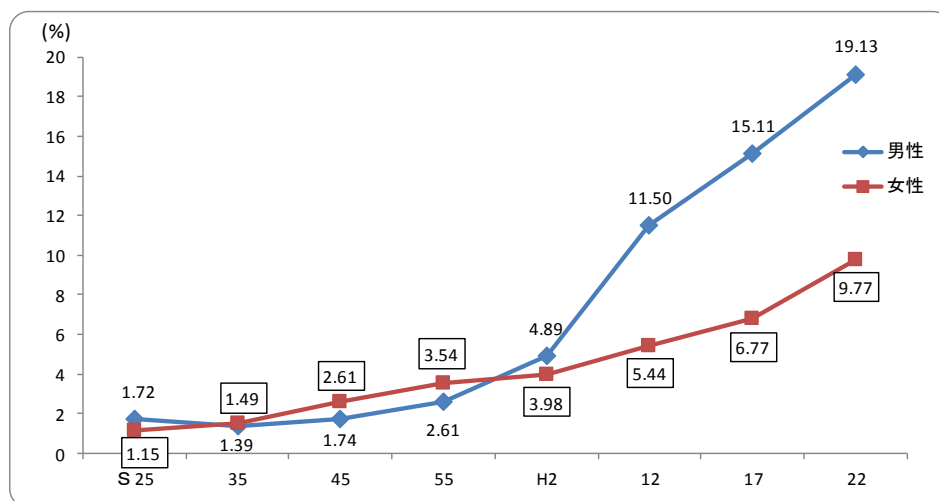
資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 少子化の原因と背景

ア 未婚化・晩婚化等の進行

少子化の要因として、未婚化や晩婚化の進行が指摘されています。山口県においても、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合）は上昇しており、特に、男性に著しい上昇が見られます。

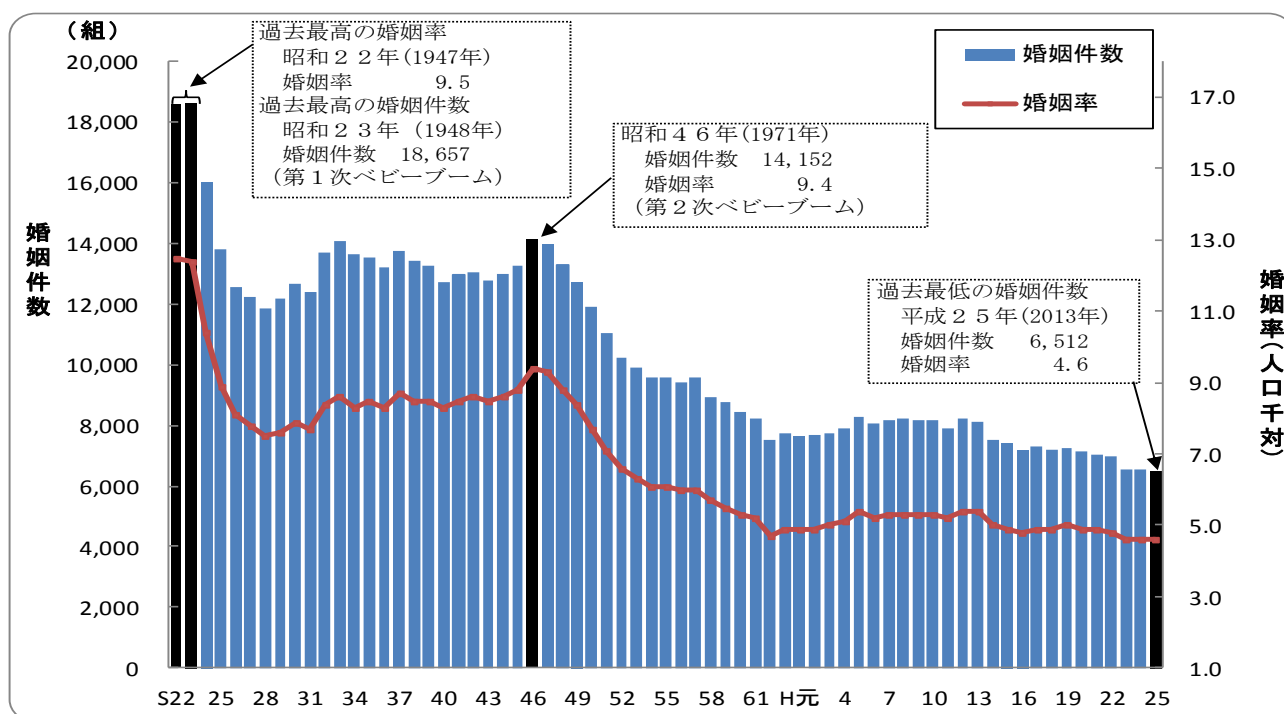
山口県における男女の生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2014)」

出生数の減少に直接的な影響を与える婚姻件数について、平成25年は6,152件と、過去最高の婚姻件数である昭和23年と比較すると、約3分の1にまで減少しています。

山口県における婚姻件数及び婚姻率の年次推移

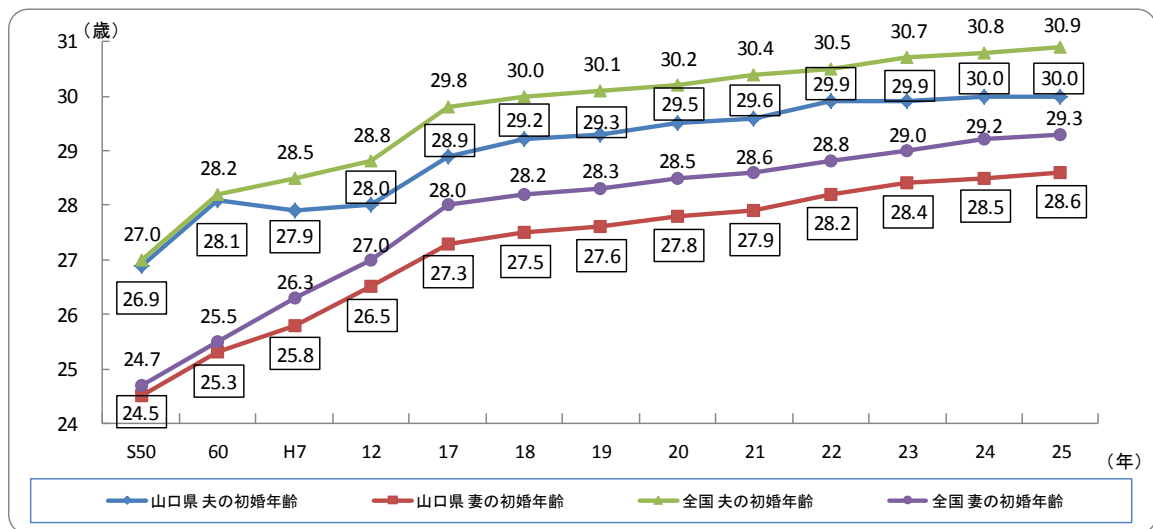


資料：厚生労働省「人口動態統計」(2014年)

山口県の女性の初婚年齢は、この28年間（昭和60年～平成25年）で、25.3歳から28.6歳に上昇しており、晩婚化が一層進行しています。

未婚化・晩婚化が進行する理由としては、ライフスタイルが多様化する中で、若者の結婚観の変化、出会いの場の減少等に加え、近年の厳しい雇用情勢を反映した収入の減など、若者の社会的自立が困難になっていることも指摘されています。

初婚年齢の推移



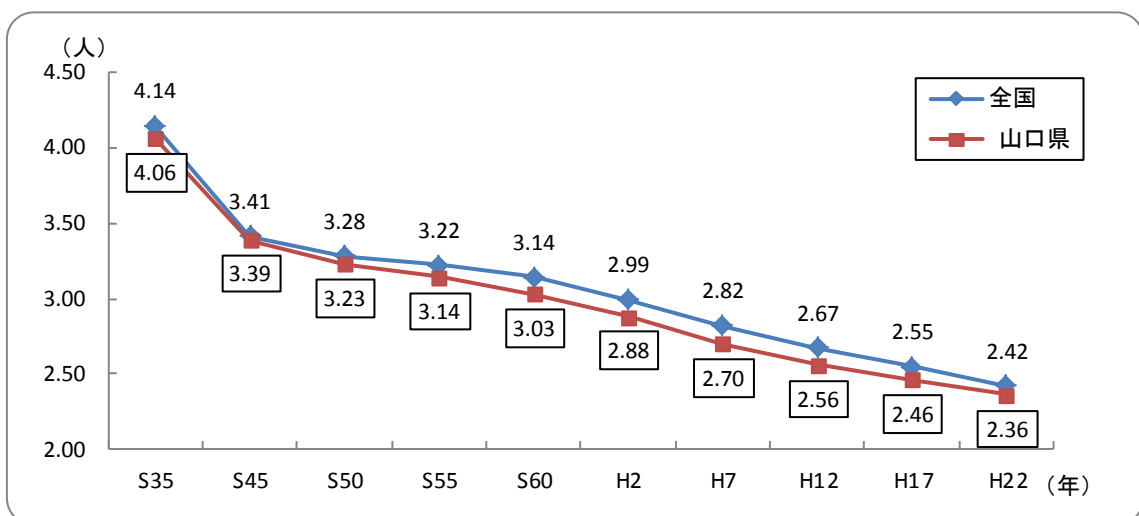
資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 家族形態の変化

家庭は、子どもが育つ基盤であり、「子どもを生み育て、教育すること」など様々な機能を持っています。

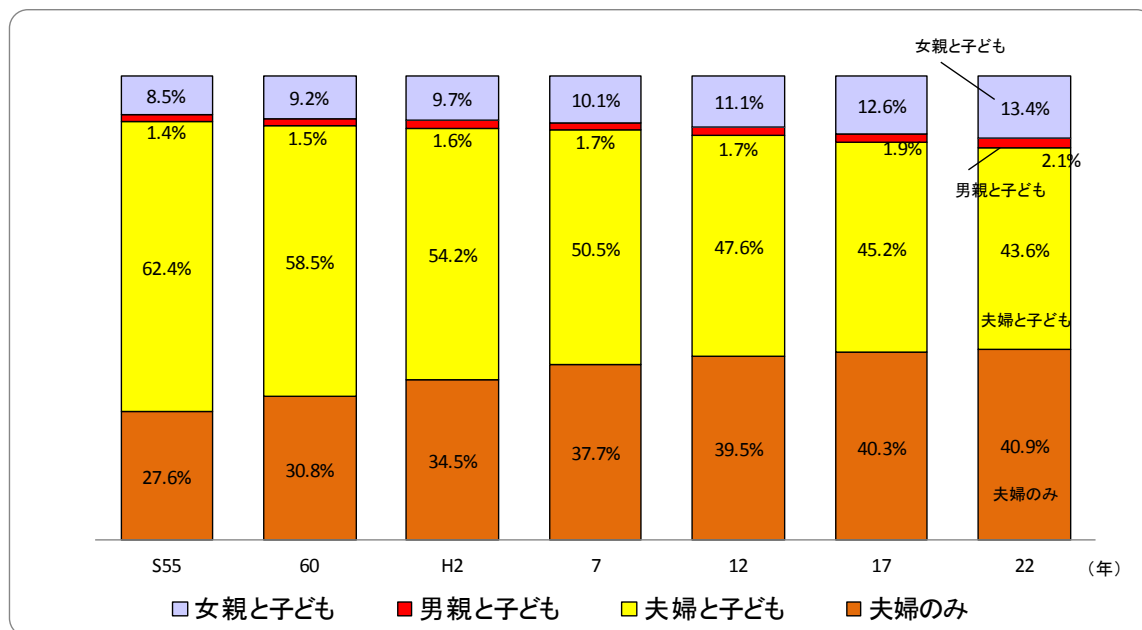
山口県では、1世帯当たりの平均人員が減少を続けており、核家族世帯においては、夫婦だけの世帯、男親又は女親と子どもだけの世帯が増加するなど、家族形態が変化してきています。

1世帯当たりの平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

山口県における核家族に占める各世帯の割合の推移

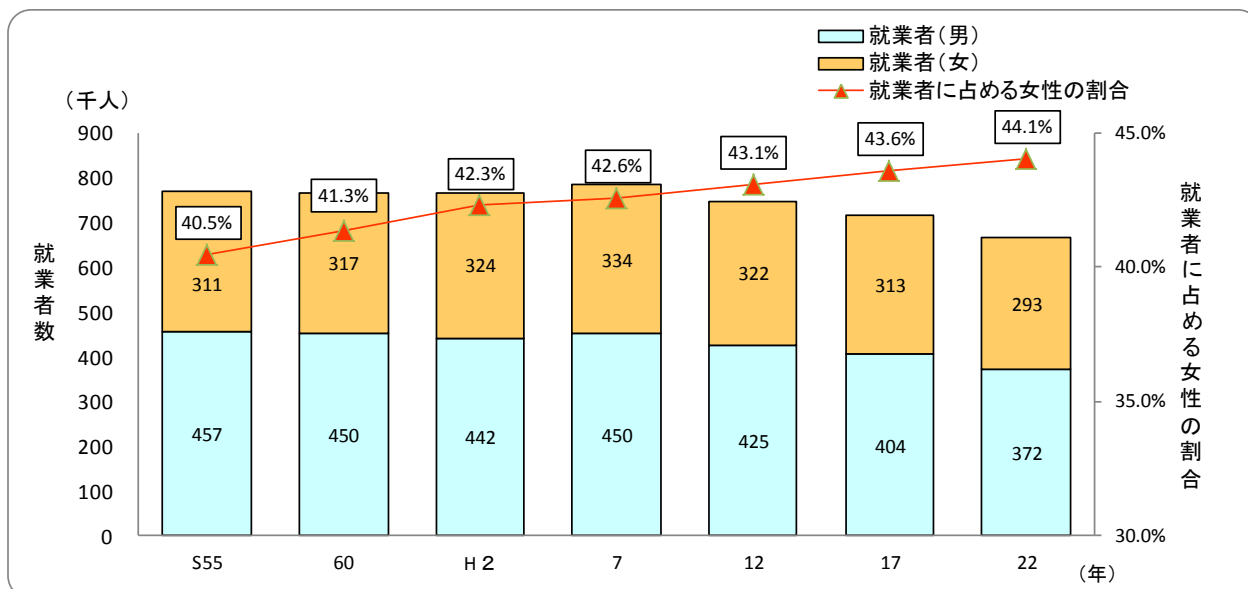


資料：総務省「国勢調査」

ウ 女性の就業の変化

近年、経済のソフト化、サービス化が進み、職種や雇用形態が多様化し、様々な分野で女性の就業機会が拡大しています。山口県の女性の就業状況については、就業者数全体が減少する中で、就業者に占める女性の割合は上昇しています。

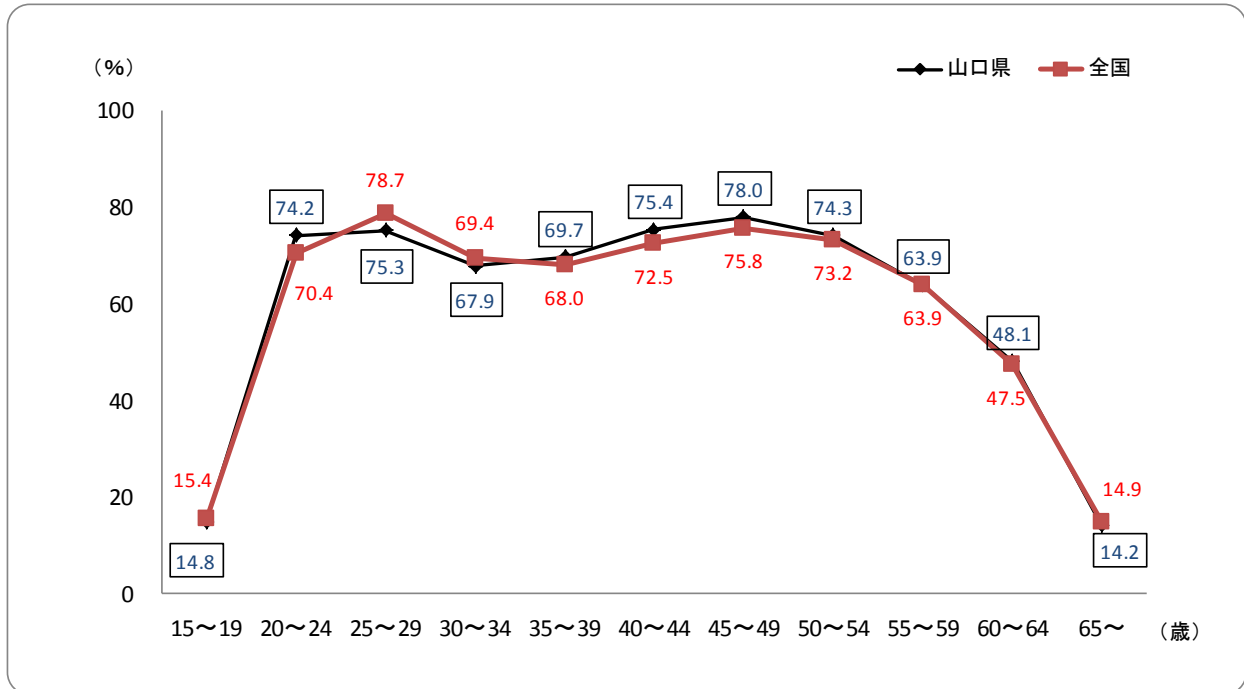
女性の就業者数の推移（山口県）



資料：総務省「国勢調査」

山口県の女性の年齢階級別の労働力率を見ると、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、その後の40歳代後半まで上昇し、全体としてM字カーブを示しており、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子どもの成長に合わせて、再び就業していることがうかがわれます。

女性の年齢階級別労働力率（平成22年）



資料：総務省「国勢調査」

(4) 少子化の影響

少子化の進行は、社会・経済の様々な局面に影響を及ぼすと指摘されています。

- ・ 出生数の減少に伴う若年労働力の減少などを通じて、労働力人口が減少することが予想され、経済面での活力を低下させるおそれがあります。
- ・ 年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担の増大につながるようになります。
- ・ 地域から若者がいなくなる一方で、高齢者が増加し、特に過疎地においては集落での自主的な活動が困難になるなど、地域の活力の低下を招くことが懸念されます。
- ・ 子ども同士の交流機会が減少するなど、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすことが懸念されます。

(5) 県民のニーズ

次世代育成支援対策推進法等に基づく新たな計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、平成16、20、25年度に、子育て支援・少子化対策に関する県民の意識、ニーズ、満足度等を調査する「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」を実施しました。

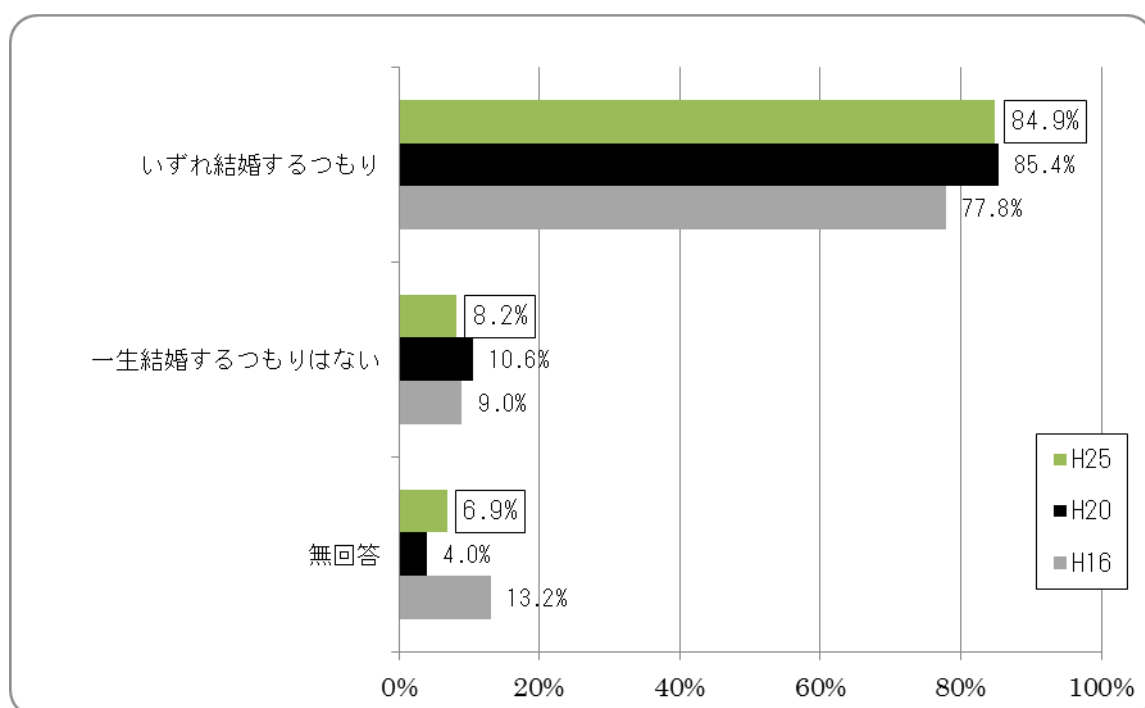
《調査の概要》

調査地域	山口県全域
対象	県内に居住する20歳以上50歳未満の男女
標本数	3,000人(男女各1,500人)
抽出方法	住民基本台帳からの層化無作為抽出(全市町から抽出)
調査方法	郵送によるアンケート
調査時期	H16.7.8~7.31、H20.11.17~12.8、H25.11.20~12.11
回答状況	H16:1,048名(回収率34.9%) H20:1,137名(回収率37.9%) H25:1,111名(回収率37.0%)

【調査結果の概要】

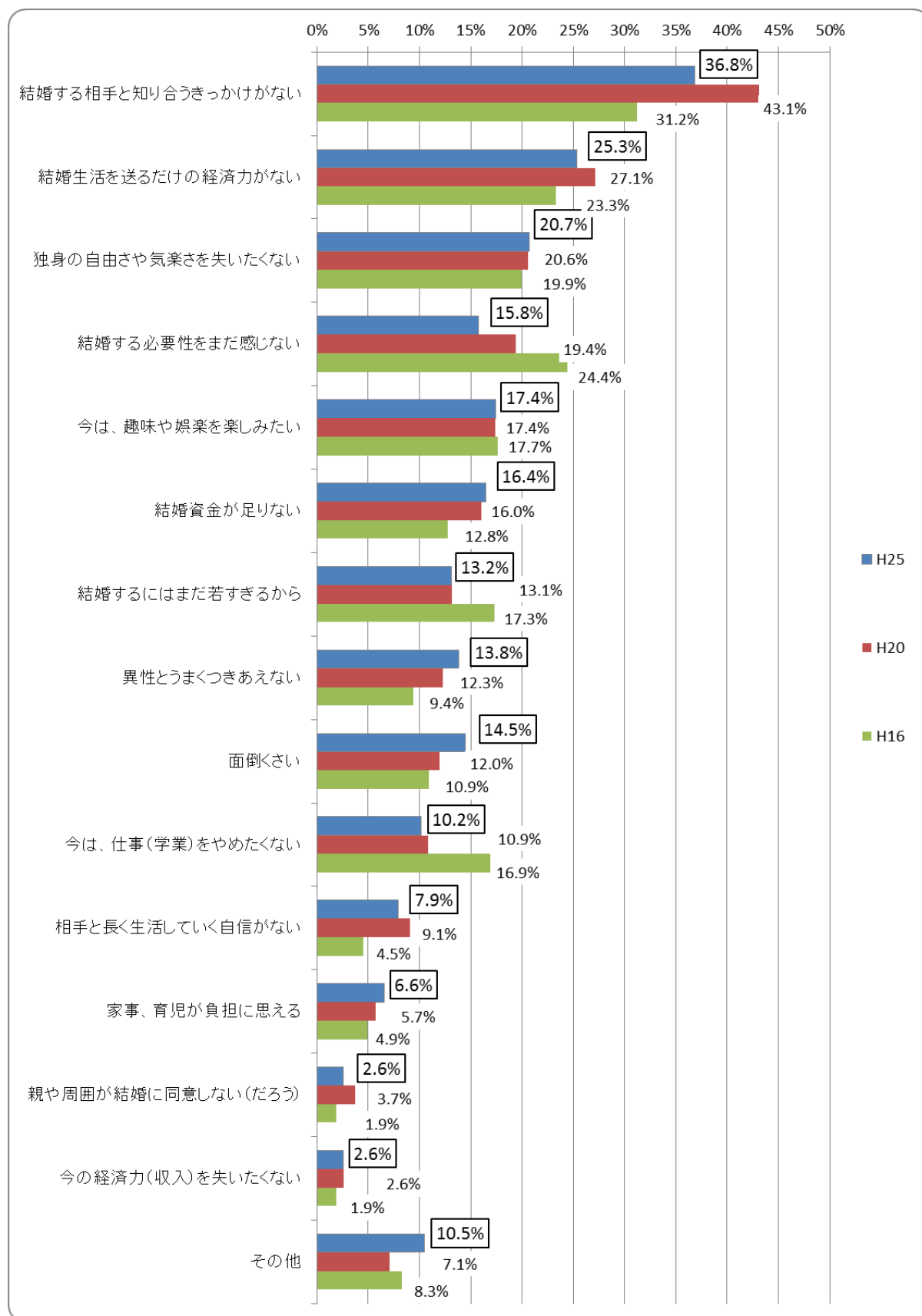
ア 未婚者の生涯の結婚意思

「いずれ結婚するつもり」と考える未婚者の割合は、84.9%と前回調査と同様に高い水準を維持している。一方で、「一生結婚するつもりはない」と考える未婚者の割合は、8.2%と前回調査と比較してやや低くなっています。



イ 独身の理由

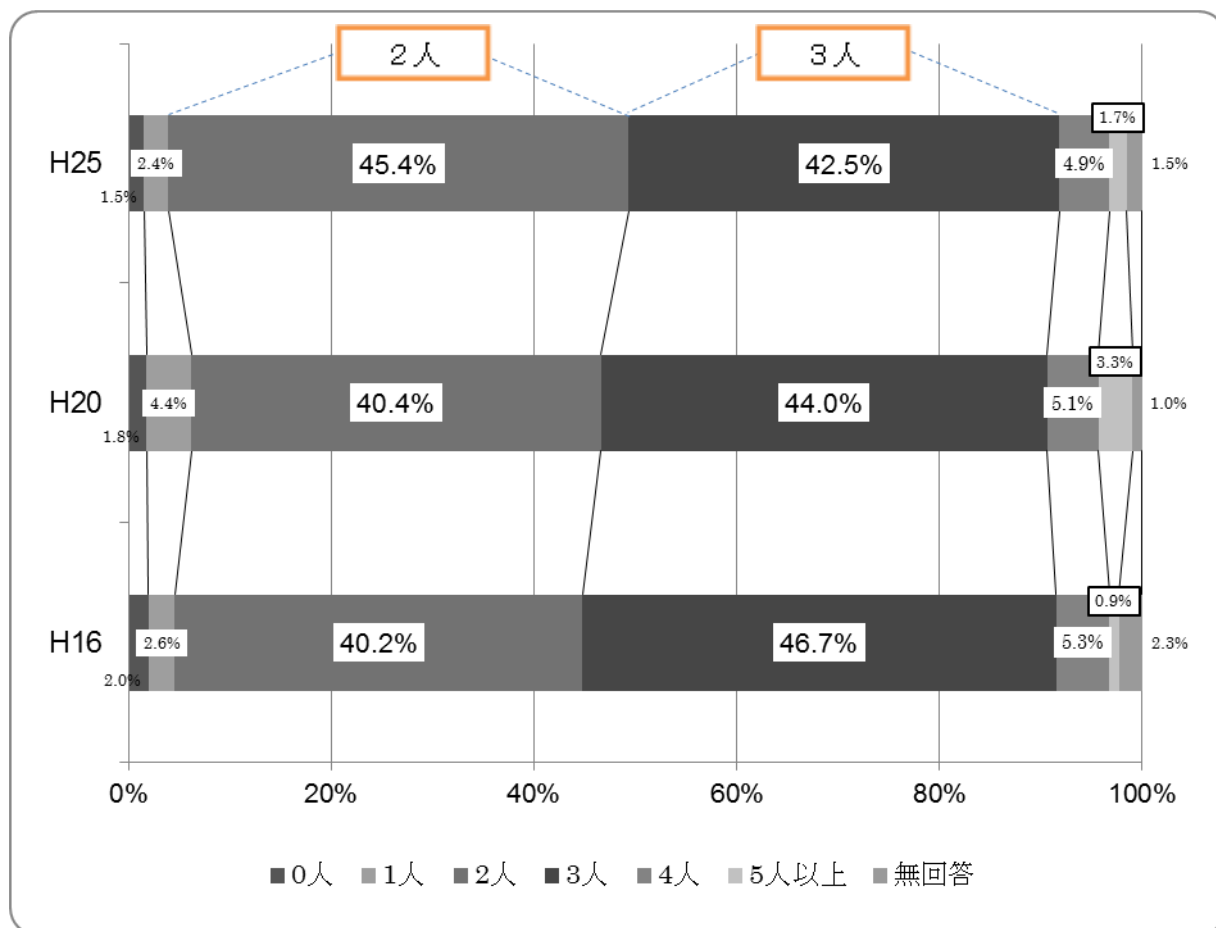
「知り合うきっかけがない」が36.8%と、前回、前々回調査と同様、最も多くなっています。



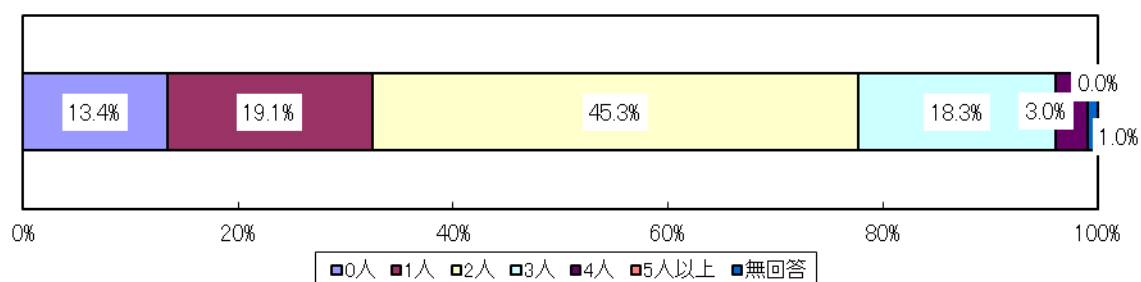
ウ 理想の子どもの数と現在の子どもの数

既婚者の理想とする子どもの数は、前回(H20)、前々回(H16)は、「3人」が最も多かったが、今回(H25)の調査では、「2人」が45.4%と最も多くなっている。現実の子どもの数は、「2人」が45.3%と最も多くなっています。

[理想の子どもの数]

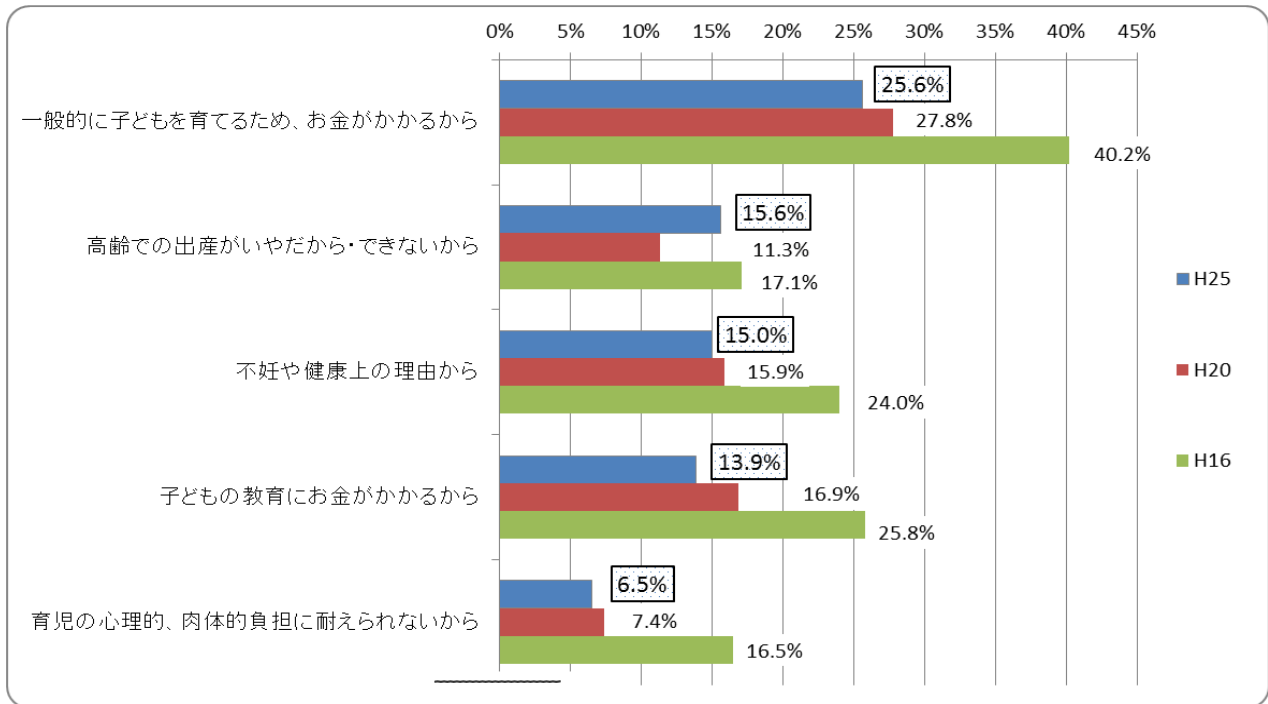


[現在の子どもの数：H25]



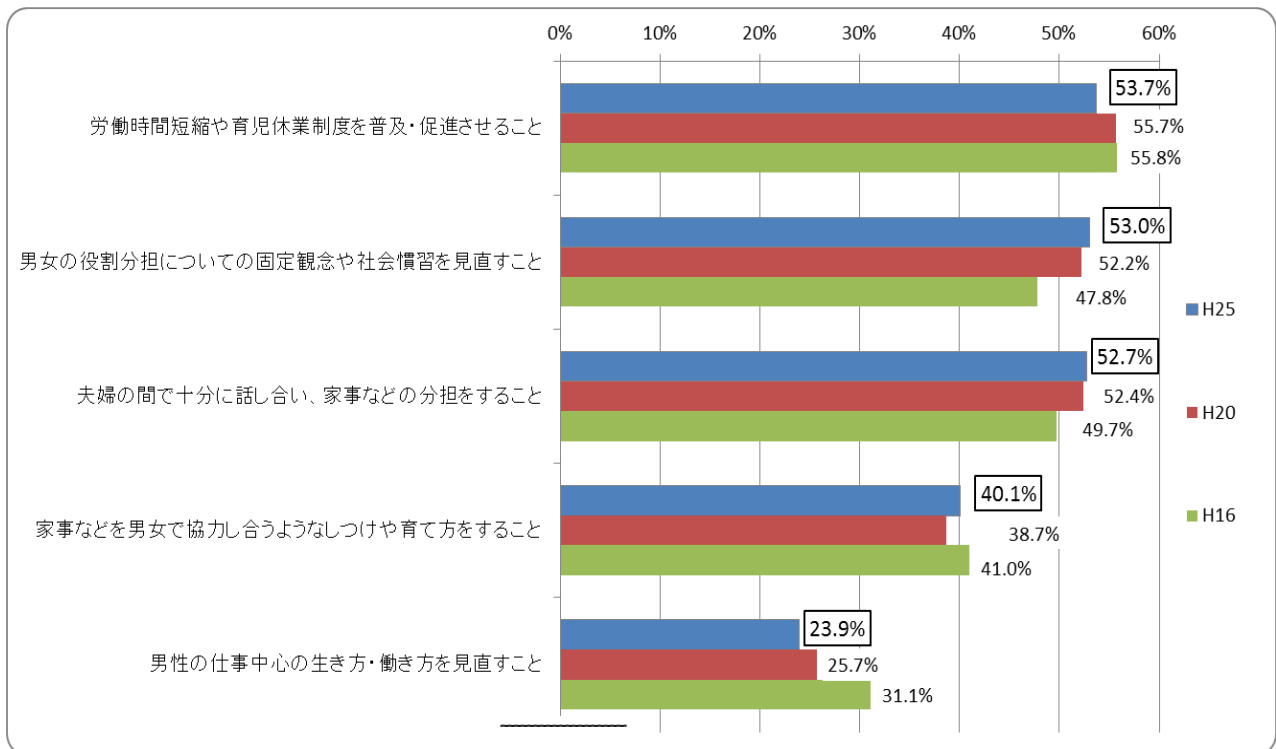
エ 理想とする子どもの数を持たない理由

養育費、教育費など、経済的理由によるものが多くなっています。



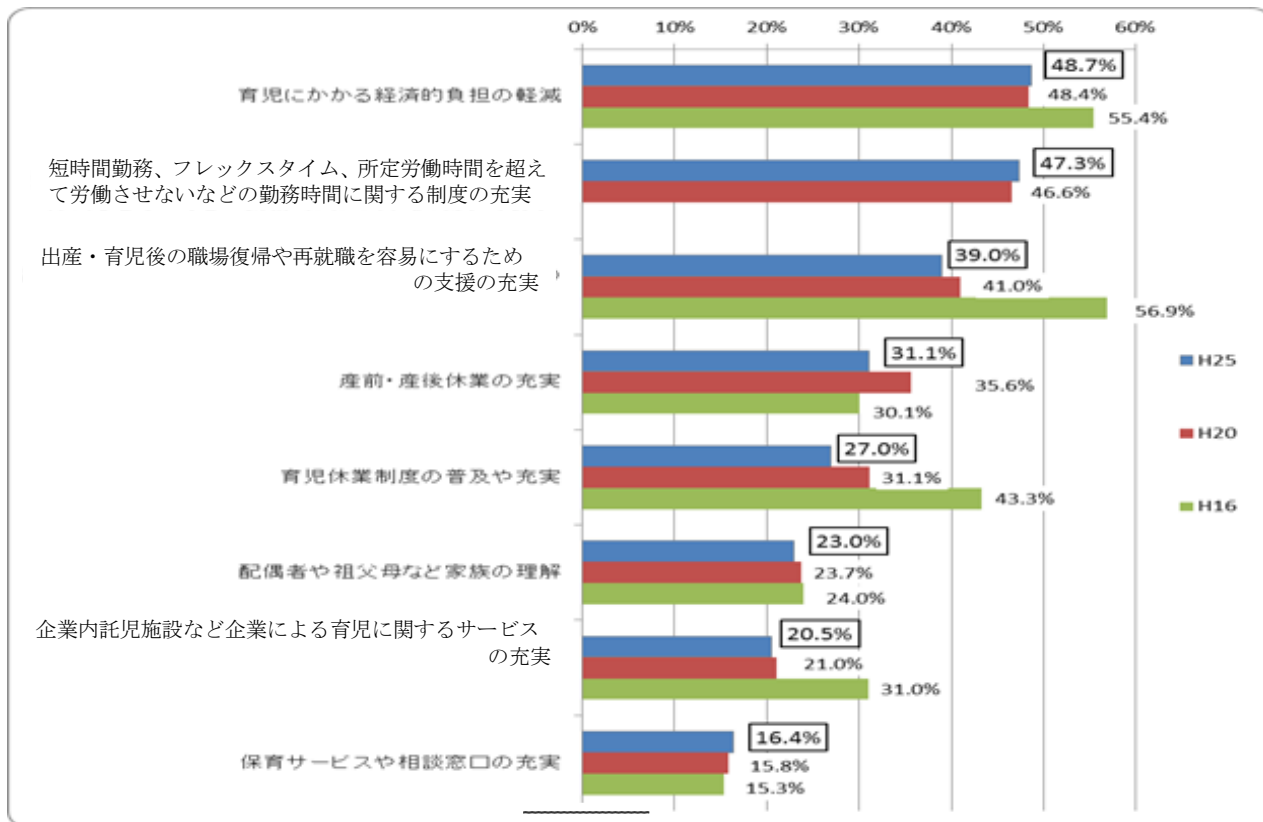
オ 男女がともに子育てに積極的に参加していくために必要なこと

労働時間短縮や育児休業制度の普及・促進が最も多くなっています。



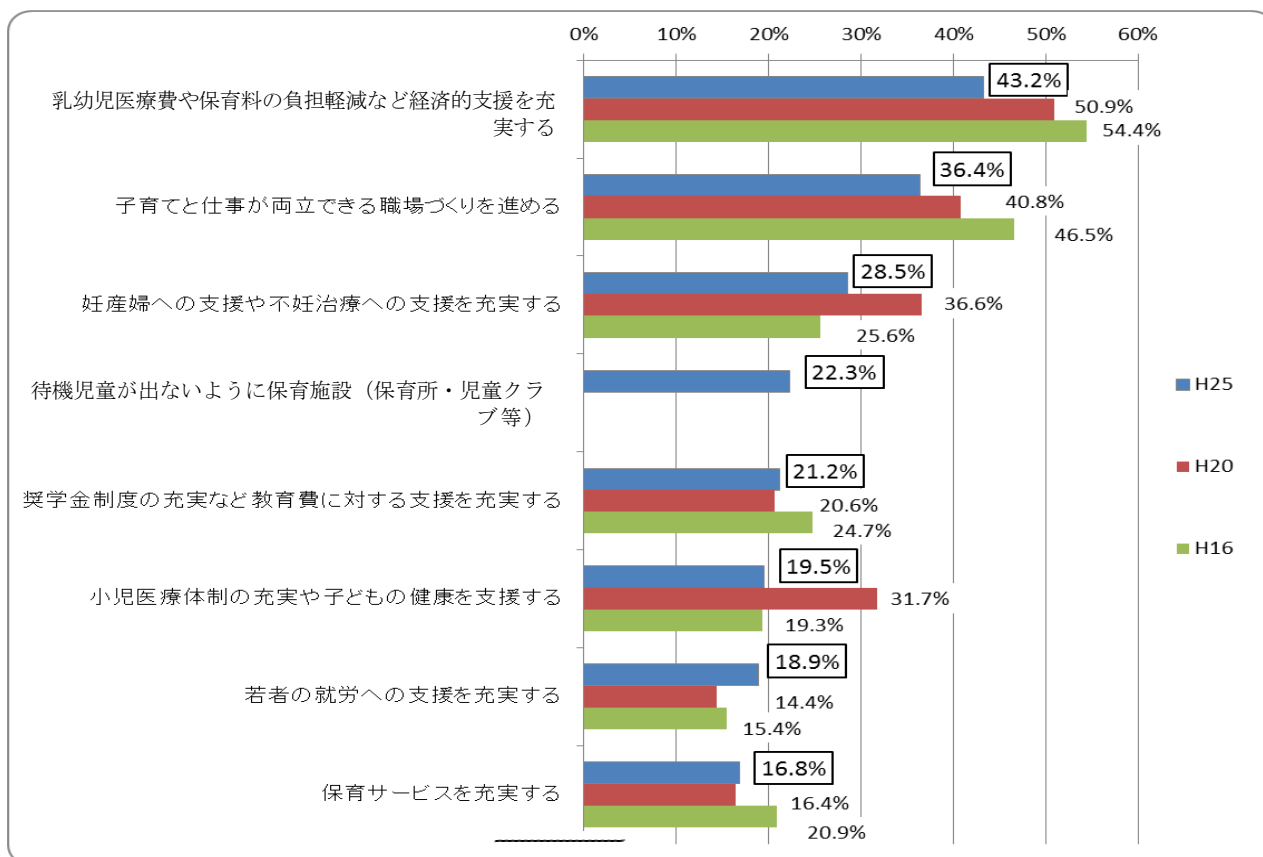
カ 出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

育児にかかる経済的負担の軽減や勤務時間に関する制度の充実に対する回答が多くなっています。



キ 子育て支援・少子化対策を進める上で、行政に充実してほしい施策

経済的支援や子育てと仕事の両立支援に対する回答が多くなっています。



第3章 施策の具体的な展開

《 施 策 体 系 》

- 1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成
 - 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成
 - 結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援の推進
- 2 保健医療サービスの充実と健康の増進
 - 親と子の健康づくりの推進
 - 食育の推進
 - 周産期医療等の充実
 - 小児医療等の充実
 - 障害児支援の推進
- 3 子育て家庭への支援の充実
 - 子育ての情報提供・相談機能の充実
 - 子育て家庭の負担の軽減
 - ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 子どもの学習環境の整備充実
 - 家庭教育支援の充実
 - 学校教育の充実
 - 地域の教育力の向上
 - 若者の自立に向けた就職支援
- 5 職業生活と家庭生活との両立支援
 - 子育てしやすい職場環境づくり
 - 幼児期の教育・保育の充実
 - 地域子ども・子育て支援の充実
- 6 地域における子育て支援の充実
 - 子育て支援ネットワークの形成
 - 子どもの仲間づくりの支援
 - 子どもの居場所づくりの推進
 - 子育てに配慮した生活環境の整備
- 7 子どもの安全確保と健全育成
 - 子どもを守る地域ネットワークの充実
 - 社会的養護体制の充実
 - 児童の健全育成
 - 子どもの安全確保

1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成

急速な少子化の進行や家族形態の変化等の環境の変化に対応し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、結婚、出産及び子育てを支える取組が重要です。

このため、全県的な組織となる「やまぐち子育て連盟」を中心として、地域や企業、関係団体等との連携による「やまぐち子育て県民運動」の展開などにより、社会全体で子どもや子育てを支える気運の醸成を図ります。

(1) 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成

- 全県的な組織となる「やまぐち子育て連盟」を中心として、地域や企業、関係団体等との連携による「やまぐち子育て県民運動」等の積極的な展開を図ることにより、家庭、学校、職場、地域などの社会全体で子どもや子育てを支える気運の醸成を図ります。
 - ・地域における子育てを支援する団体や子育て支援に取り組む企業等を「県民運動サポート会員」として登録し、子育て支援に関する情報の共有化や、交流などによる活動の一層の促進等を図ります。
 - ・各地域における、やまぐち子育て県民運動地域コーディネーターの活動等を促進することにより、地域の子育て支援の輪を広げます。
 - ・多様な子育て支援活動が展開されるよう、世代間交流や地域間交流の促進により、地域の様々な人材の子育て支援への参加促進を図ります。
 - ・「やまぐち子育て支援ポータルサイト」や「やまぐち子育て連盟ホームページ」、「やまぐち子育てゆびとまネット」等を活用し、子育てに関する情報を発信します。
 - ・児童福祉月間（5月）における取組や、やまぐち子どもハッピーフォーラム等の地域の様々な団体と連携したイベントの開催などにより、親子のふれあいの大切さの啓発、地域の子育て関係者の交流促進等を図るとともに、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。
 - ・社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、地域や企業との協働により、子育て家庭等が料金割引等のサービスを受けることができる「子育て家庭応援優待制度」の協賛企業の募集、子育て家庭への周知等を図ります。
 - ・社会全体で少子化に取り組む気運を醸成するため、子育て同盟加盟県と共同して「出会い・育児の日」（毎月19日）の普及啓発や、家族が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深めるための「家庭の日」（毎月第3日曜日を標準）の普及啓発に努めます。
 - ・家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」運動の推進・普及啓発に向け

たポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録、講演会やフォトコンテストの開催などの青少年育成県民運動を推進する山口県青少年育成県民会議の取組を支援します。

- ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のために、切れ目ない妊産婦や乳幼児への保健対策など母子保健を取り巻く課題の周知を図るとともに、出産及び子育てを支える気運の醸成に努めます。

○ 男女が共同で子育てに関わることを基本とした家庭づくりに向けて、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。

- ・男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。
- ・男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てなど家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるよう、フォーラムやセミナーの開催等によって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援の推進

○ 県民のライフステージの各段階におけるニーズに応じたきめ細かい支援として、結婚支援や、妊娠・出産等に関する正確な情報提供等を推進します。

- ・結婚から、妊娠・出産、子育てまでの相談を行う「結婚・子育て応援デスク」を設置するなど、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行います。
- ・未婚化、晩婚化等の進行等に対応するため、個人の価値観を尊重しつつ、婚活サポーターや企業内サポーターの養成など、地域・企業ぐるみで結婚を支援する体制を構築するとともに、「やまぐち結婚応援団」の取組等により、結婚に向けた情報提供や出会いの場などの機会を提供します。

《数値目標》

指 標	単 位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
県民運動サポート会員登録数	団体	305 (H25)	380 (H31)
子育て家庭応援優待協賛事業所登録数	事業所	1,990 (H25)	2,100 (H31)
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数	社	632 (H25)	830 (H29)
「男女共同参画推進事業者」認証事業者数	事業者	367 (H25)	550 (H29)
「家庭の日」協力事業所の登録数	事業所	928 (H25)	増やす (H29)

2 保健医療サービスの充実と健康の増進

安心・安全な妊娠・出産や子どもたちの健やかな成長のためには、母子保健や医療面での取組が重要です。

このため、周産期医療や小児医療の充実など、子どもの成育過程に応じた保健医療サービスの充実や家庭における健康づくり等を推進します。

(1) 親と子の健康づくりの推進

○ 「健やか親子21（第2次）」を踏まえ、安心して子どもを生み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

- ・安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク等を通じて、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- ・乳幼児期からの健康づくりを進めるための各種健康診査や健康教育、相談活動等を充実するとともに、乳幼児等を感染症から守るため、感染予防や予防接種に関する正しい知識の普及や予防接種の実施を促進します。
- ・妊娠、出産及び育児に対する不安を持つ親が増加する中で、市町が実施する「子育て世代包括支援センター」の充実を図ることにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談体制を整備します。
- ・妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保が重要であることから、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の市町による事業について、広域的・専門的立場からの課題の把握等とその解決に向けた取組の充実を図ります。

○ 子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立等に向け、「健康やまぐち21計画（第2次）」に基づき、家庭、学校、職場、地域が一体となって、健康づくりを推進します。

- ・子どもの健やかな成長のために、食生活、運動、歯・口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の乳幼児期からの確立を図り、将来にわたる生活習慣病予防に向け、健康づくり対策の充実を努めます。
- ・子どもの心身の成長の過程に即し、飲酒や喫煙、薬物の乱用、性に関する課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切にし、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康教育や性に関する指導の充実を努めます。
- ・心身症や思春期やせ症、ひきこもりなどの思春期の心の問題に早期に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、親や教師に対する学習機会の提供や相談体制の充実強化を図ります。

(2) 食育の推進

- 生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、「第2次やまぐち食育推進計画」に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、子どもに対する食育を推進します。
 - ・親と子の食に関する関心や理解を深め、健全な食習慣の確立を図るため、乳幼児期から子どもの心とからだを育む栄養指導や食育の取組を支援します。また、食生活改善推進員の活動等を通じ、親子が共に学習し、体験できる場の充実を図るなど、家庭における食育も推進します。
 - ・子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図るため、食に関する指導体制や給食の充実を図るなど、保育所や学校等において魅力ある食育を推進します。
 - ・食生活改善推進員や食育推進ボランティア等による親子料理教室や体験活動等の促進を図ることにより、地域に根ざした食育を推進します。
 - ・子どもが自ら家庭や地域で積極的に食事づくりに参加し、食生活への関心を深めることができるよう、情報や場の提供に努めます。

(3) 周産期医療等の充実

- 安心して安全に妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠前から乳幼児期までの一貫した周産期医療システムの充実など、周産期医療対策を総合的に推進するとともに、不妊治療対策の充実を図ります。
 - ・修学資金・研修資金制度の充実による周産期医療を担う医師の確保対策を推進します。
 - ・高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター」を拠点として、地域周産期母子医療センターや地域の周産期医療施設が、適切な役割分担に応じて必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。また、「助産師外来」や「院内助産所」の開設を推進します。
 - ・不妊に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談ができる体制の充実や不妊治療等に関する普及啓発の促進を図るとともに、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。
 - ・ハイリスク妊産婦・新生児に対する保健医療体制や母体・新生児搬送体制の充実を図ります。
 - ・新生児の健やかな発育・発達支援等、母子保健の充実を図ります。

(4) 小児医療等の充実

○ 小児科医が全国的に不足する中、小児の初期救急医療対策や二次救急医療対策の充実など、小児救急医療体制の整備を図ります。

- ・ 修学資金・研修資金制度の充実による小児医療を担う医師の確保対策を推進します。
- ・ 夜間における小児救急医療電話相談や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急医療対策の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
- ・ 入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 医療機関の医療情報を提供し、県民の医療機関の適切な選択を支援する医療機能情報提供システムの充実を図ります。

○ 家庭や地域の関係者が子どもの動静に関心を持ち、子どもの事故防止等を図るための普及啓発を進めます。

- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止・応急手当等の学習機会の提供等を行います。

(5) 障害児支援の推進

○ 心身に障害のある乳幼児やその家族に対して、保健・福祉・医療・教育等の連携を図り、身近な場所において効果的な支援やきめ細やかな相談が受けられる体制を構築します。

- ・ 市町が実施する乳幼児健康診査等における「発達が気になる」子どもへの早期療育を推進するため、医療・福祉・教育などの関係機関が連携して、相談から診断・治療、療育まで一貫した支援を行う「総合療育システム」などの取組を推進します。
- ・ 総合療育相談の推進や5歳児発達相談の拡充など、療育相談の充実を図り、発達が気になる子どもを含め、障害のある子どもを持つ家庭が地域の中で不安を抱えたまま孤立しないよう、障害児相談支援事業所や市町保健センター、保育所・幼稚園等の連携を一層強化します。
- ・ 発達が気になる子どもを含め、障害のある子どもが適切な療育サービスを利用できるよう、地域の実情等を踏まえながら、児童発達支援事業所や母子通園施設など、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・ 障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、やまぐち総合教育支援センターに設置されている「ふれあい教育センター」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。

- ・山口県発達障害者支援センターにおいては、発達障害に関する相談支援を充実するとともに、地域の相談支援事業所やサービス提供事業所等の職員を対象とした研修などにより支援人材の育成を行い、センターを中心とした重層的な支援体制の構築を図ります。

《数値目標》

指 標		単 位	現 状 (年度)	目 標 数 値 (年度)
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率		%	93.1 (H24)	増やす (H29)
十代の人工妊娠中絶実施率		‰	8.0 (H24)	減らす (H29)
十代の性感染症罹患数 (1 定点当たりの報告数)		件	7.7 (H24)	減らす (H29)
1 歳 6 か月までの麻疹ワクチン予防接種率		%	86.2 (H24)	95.0 (H29)
毎日朝食を摂っている児童生徒数の割合	小学校	%	92.5 (H25)	増加させる (H29)
	中学校	%	89.6 (H25)	
3 歳児におけるう歯のない人の割合		%	76.2 (H24)	80 以上 (H29)
周産期死亡率		‰	3.3 (H24)	全国平均以下 (H29)
出生に対する低出生体重児の割合		%	9.8 (H24)	減らす (H29)
小児科医師数 (小児 10 万対)		人	95.0 (H24)	全国平均以上 (H30)
小児救急医療電話相談事業の相談件数 (年間)		件	5,845 (H25)	10,000 (H29)
乳幼児健康診査の受診率	3 か月	%	98.0 (H24)	増やす (H29)
	7 か月	%	95.4 (H24)	増やす (H29)
	1 歳 6 か月	%	94.7 (H24)	増やす (H29)
	3 歳	%	95.6 (H24)	増やす (H29)

3 子育て家庭への支援の充実

子育てに負担や不安を感じている家庭が増えていることから、子育て家庭の負担の軽減等を図ることが重要です。

このため、子育てに関する情報提供・相談や経済的支援など、子育て家庭への支援の充実を図ります。

(1) 子育ての情報提供・相談機能の充実

○ 子育て情報があふれる中、それぞれの子育ての実情に応じたサービスを選択して利用できるよう、適切な子育て情報の提供に努めます。

- ・子育てイベントや子育て支援情報などについて、「やまぐち子育て支援ポータルサイト」等を通じて、子育て家庭が利用しやすく、迅速かつ適切な提供に努めます。
- ・保健師や民生委員・児童委員等に対する研修の充実を図るとともに、母子保健推進員、食生活改善推進員などと連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供できるよう努めます。

○ 子育てに不安や負担を感じる家庭の増加に対応し、子育ての悩みや不安の解消を図るため、きめ細かな相談体制の充実を図ります。

- ・子育てに不安を感じる保護者の相談や支援に応じられるよう、地域子育て支援拠点、保育所、児童館などの地域の子育て支援体制の充実を図ります。
- ・児童相談所や健康福祉センターの子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能を充実するとともに、児童家庭支援センターや女性健康支援センターなど各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・やまぐち総合教育支援センターに設置している「子どもと親のサポートセンター」等において、子育て、家庭教育など、子どもの教育に関する全般的なことについて、専門的な相談・支援を行います。
- ・夜間電話相談など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(2) 子育て家庭の負担の軽減

○ 子育て家庭に対する一時預かりなどの一時的な保育サービスの提供や家庭訪問など、すべての子育て家庭に対する支援の充実を通じて、子育てに伴う負担感や孤立感の軽減を図ります。

- ・子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かりや地域子育て支援拠点の設置など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ・養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、母親に対する身体的・精神的不調状態に対する相談、指導などの育児支援を促進します。

○ 乳幼児期における医療費や保育料、児童生徒期における教育費など、子育て家庭における経済的な負担の軽減を図ります。

- ・乳幼児を抱える家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、小学校就学前までの医療費の自己負担分について助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・社会全体で子育てを支えるため、中学校修了前までの児童について、児童手当を支給します。
- ・多子世帯における保育所や幼稚園の保育料等の軽減や、企業等を巻き込んだ多子世帯への支援の充実など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・高等学校等の生徒への就学支援金及び奨学のための給付金による支援を行うとともに、経済的な理由により高等学校等への修学が困難となる生徒に対する授業料の減免措置や奨学金制度の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

○ ひとり親家庭（母子・父子家庭）の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開や、就業・自立に向けた支援などを総合的に進めます。

- ・母子・父子自立支援員の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策についての情報提供を行う体制づくりを進めます。
- ・国の養育費支援相談センターと連携した相談機能の強化等により、養育費の確保に向けた支援を行います。
- ・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、関係機関と連携し、母子家庭の母等の就業自立に向け、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制を充実強化します。
- ・ひとり親家庭が一時的に子育てや生活支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービス等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の生活指導を強化するため、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の内容の充実を図ります。

- ・ひとり親家庭の経済的自立に向けて、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図ります。
- ・ひとり親家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、ひとり親家庭の父又は母及び当該家庭の児童等の医療費の自己負担分について助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ひとり親家庭の児童等の学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援を行います。

《数値目標》

指 標	単 位	現 状 (年度)	目 標 数 値 (年度)
地域子育て支援拠点の設置数	か所	142 (H25)	150 (H31)
保育所等での一時預かり	か所	267 (H25)	291 (H31)
幼稚園での一時預かり	か所	133 (H25)	147 (H31)

4 子どもの学習環境の整備充実

少子化・核家族化の進展や価値観の多様化、家族や地域のつながりの希薄化が進む中、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばしていく教育を推進するため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を図るとともに、学校、家庭、地域社会の連携を強化するなど、教育環境の整備充実を進めます。

また、若者が自立した家庭を持つことができるようキャリア教育の推進や雇用の確保を図ります。

(1) 家庭教育支援の充実

○ 家庭生活を通して、子どもたちの基本的な生活習慣や倫理観、社会性等が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図ります。

- ・保護者が家庭教育の重要性を認識し役割を果たせるよう、「家庭の日」の普及啓発や「家庭の元気応援キャンペーン」の強化等の意識啓発・情報提供を推進します。
- ・家庭の教育力の向上に向け、家庭教育講座やおやじの学校の開催など、家庭での実践につながる学習機会を保護者に提供します。
- ・子育て家庭への相談・支援体制を充実するため、家庭教育アドバイザー養成講座の開催などにより、家庭教育支援者を養成します。
- ・家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、保護者の学習機会の充実や地域人材の養成を行うとともに、福祉関連機関や団体等とも連携を図りながら、支援のネットワークを構築し、家庭教育支援の充実を図ります。
- ・早寝早起きや朝食を摂るなどの子どもの基本的な生活習慣づくりについて、企業と連携した取組や、中高生以上への普及啓発を推進します。
- ・「子どもと親のサポートセンター」等による専門的な相談・支援の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

○ 学習指導要領を踏まえた教育内容の充実を図り、児童生徒が、将来、社会の中で自立して生きていけるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得や知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、更には、学習意欲等の育成を図ります。

- ・家庭や地域社会との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法等の工夫改善を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図ります。

- ・全国学力・学習状況調査と県学力定着状況確認問題を活用した、年2回の検証改善サイクルを確立することにより、一層の学力向上を図ります。
- ・教育力向上指導員、学力向上推進リーダー・推進教員等の活用、少人数教育や校種間連携の推進などにより、授業改善を進め、児童生徒の学力の確実な定着と向上を図ります。
- ・児童・生徒が自立した消費者として成長するために、心身の成長の過程に即した適切な消費者教育を推進します。

○ **子どもたち一人ひとりに、お互いを尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールなど、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。**

- ・子どもたち一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう人権教育の充実を図ります。
- ・豊かな心を育むため、道徳教育の充実やコミュニケーション能力の育成を図るなど、心の教育の充実を図ります。
- ・学校におけるボランティア体験、自然に親しむ体験、ふるさと生活体験、職場体験、文化芸術体験、交流体験や、農山漁村等の地域団体や青少年教育施設等と連携した体験活動を実施し、豊かな心や感性を培います。

○ **「食育」、「遊び・スポーツ」、「読書」に一体的に取り組む「子ども元気創造」の取組を推進し、知、徳、体の調和のとれた「生きる力」を育みます。**

- ・各学校や地域の実態等を踏まえた体力向上プログラムの改善や地域スポーツ人材と連携した学校体育・スポーツ活動の活性化等により、子どもの体力の向上を推進します。
- ・学校、家庭、地域が一体となって、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。
- ・学校での読書活動や学校図書館の授業での活用を推進するとともに、山口県子ども読書支援センターによる家庭、地域、学校での読書活動の支援を充実します。

○ **子どもたちの心身の成長の過程に即し、一人ひとりが抱える様々な教育課題に適切に対応できるよう、きめ細かな指導体制づくりを推進するとともに、学校の安心・安全の確保と活力ある学校づくりを進め、子どもたちの豊かな学びを支える質の高い教育環境づくりを進めます。**

- ・小・中学校の全学年で完全35人学級化の取組を維持継続するとともに、全市町における各学校の実情に応じた課題解決型少人数指導を進め、子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。

- ・就学前教育と小学校教育の円滑な接続や幼児期の心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うなど、幼児教育の充実を図ります。
- ・障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。
- ・子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校施設の耐震化等の教育環境の整備に努めるとともに、学校安全3領域（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）の総合的な取組を推進します。
- ・「第2期県立高校将来構想（計画期間：平成27年度～平成36年度）」に基づき、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備に計画的に取り組み、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を展開します。
- ・教職員評価を活用した研修等の体系的な人材育成システムを構築し、教職員一人ひとりが個々の役割、ニーズ、キャリアステージを見据え、資質能力の向上に向けて自ら取り組む体制づくりを推進します。

（3）地域の教育力の向上

- 学校、家庭、地域社会が連携し、子どもに夢と希望を抱かせ、「生きる力」を育む地域の実現を図るため、多様な体験学習や交流活動を推進するなど、地域の教育力の向上に向けた取組を進めます。
 - ・保護者や地域住民の参画を得て学校運営の充実を図り、社会総がかりで子どもたちを育てるために、コミュニティ・スクールと「地域協育ネット」を一体的に推進します。
 - ・家庭教育アドバイザーの養成、家庭教育講座の開催、ネットワークづくりなど家庭教育の相談・支援の充実を図ります。
 - ・学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動を推進します。
 - ・職場体験の受入れや講師派遣等、子どもの教育活動を支援する事業者や団体を広く募集・登録する「やまぐち教育応援団」の取組を推進することにより、学校でのキャリア教育や体験・学習活動の充実を図ります。
 - ・地域において、OBS手法を活用した野外教育活動を総合的に展開するとともに、公民館やPTAによる自然体験活動や社会体験活動を推進し、豊かな心とたくましい体力を培います。
 - ・農山漁村等の地域団体と連携した体験活動を推進します。

- ・環境学習推進センターの活用や体験活動を通じて、児童生徒の環境保全に対する理解を深め、取組意欲を育み、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養います。
- ・友好姉妹提携地域等との交流や各地域における国際活動等を通じて、異なる文化や伝統を理解し尊重する態度を養うとともに、グローバルな視点をもって行動できる人材を育成します。
- ・スポーツを通じた心身の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動の充実をはじめ、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を促進するとともに、それぞれのスポーツ活動をサポートする指導者等の育成を進めます。

(4) 若者の自立に向けた就職支援

○ 子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲をもち、自立した社会人となるための基盤を作ることができるよう、組織的な進路指導体制を強化するとともに、生徒一人ひとりの希望に応じた計画的・系統的かつきめ細かな進路指導を推進します。

- ・小学校段階からの系統的・計画的なキャリア教育を推進し、子どもたちの夢を育むとともに、職場見学、職場体験、インターンシップの充実などにより望ましい勤労観、職業観を育成します。
- ・高等学校等においては、「ガイダンスの充実」「求人開拓の強化」「マッチングの促進」を3つの柱とし、関係機関との連携を深めながら、就職ガイダンスや職場体験等を通じ、職種や職場の理解を促進するとともに、生徒の意向を踏まえた求人開拓や広域でのマッチングを促進し、組織的できめ細かな就職支援を行います。

○ 若者就職支援センターを中心に、関係機関と連携し、若者の県内就職を促進します。

- ・若者一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援を行うため、若者就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリングを中心とした相談から情報提供・能力開発・職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・企業合同就職説明会を開催し、出会いの場を提供するとともに、就職ガイダンスの開催、ホームページ「YYジョブナビ」を活用した求人情報の提供など、就職関連情報の提供に努めます。
- ・スキルアップセミナーの充実等により、就職に必要な社会人としての基礎的能力を高めます。
- ・県内の地域に密着した企業におけるインターンシップを総合的に推進します。

《数値目標》

指 標		単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
全国学力・学習状況調査正答率の 全国平均との差	小学校	ポイント	国語A+0.7 国語B+2.3 算数A+1.4 算数B+0.4 (H26)	小・中学校全区 分で全国平均 を3ポイント 上回る
	中学校	ポイント	国語A+1.3 国語B+1.4 算数A+2.9 算数B+2.8 (H26)	
環境学習参加者数		人	54,139 (H25)	66,000 (H32)
青少年国際交流事業参加者数 (累計)		人	744 (H25)	875 (H31)
コミュニティ・スクール (学校運営協議会設置校) 指定校の割合 (公立小・中学校)		%	80.1 (H26)	100 (H29)
「地域協育ネット」コーディネーター養成講座受講者数 (累計)		人	250 (H25)	875 (H29)
企業等での家庭教育出前講座の受講者数		人	3,927 (H25)	8,300 (H29)
おやじの会の活動団体数		団体	187 (H25)	200 (H29)
学校で芸術の鑑賞を行った児童生徒の割合		%	37.6 (H25)	現状値の維持・向上 (H29)
公認スポーツ指導者数		人	424 (H25)	増加させる (H31)
総合型地域スポーツクラブの設置数		か所	46 (H25)	80 (H29)
毎日朝食を摂っている児童生徒数の割合 ※再掲	小学校	%	92.5 (H25)	増加させる (H29)
	中学校	%	89.6 (H25)	
体験的なキャリア教育 (職場見学、職場体験活動、インターンシップ、大学・企業訪問等) を実施した公立学校の割合	小学校	%	100 (H25)	100 (H29)
	中学校		100 (H25)	100 (H29)
	高等学校		94.5 (H25)	100 (H29)
高校生の就職決定率		%	99.0 (H25)	100%に近づける (H29)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点 (体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点) の県平均点 (公立小・中学校)	小5男	%	53.4 (H25)	54.6 (H29)
	小5女		54.6 (H25)	55.4 (H29)
	中2男		41.0 (H25)	42.5 (H29)
	中2女		48.6 (H25)	49.5 (H29)

5 職業生活と家庭生活との両立支援

ライフスタイルや就業形態が多様化する中、男女が働きながら安心して子どもを
生み育てるためには、仕事と家庭の両立支援が必要です。

このため、出産や子育てしやすい職場環境づくりを進めるとともに、多様なニーズ
に対応した保育サービスの充実等を図ります。

(1) 子育てしやすい職場環境づくり

○ 山口労働局等関係機関と連携し、男女が共に安心して子どもを生み育てることができる 職場環境の整備に向けた事業者の取組を支援します。

- ・男女が共に働きやすい職場環境づくりを進めるため、中小企業労働相談員の事業所訪問等により、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法等の周知・啓発に努めます。
- ・計画策定支援アドバイザーの派遣等により、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等の取組を促進します。
- ・「やまぐち子育て応援企業宣言制度」や「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の普及を図り、宣言制度への企業等の積極的な参加を促進するとともに、優れた取組を実施する「やまぐち子育て応援優良企業」の表彰等を通じて、企業等が取り組む雇用環境づくりを促進します。
- ・企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ・ポジティブ・アクションや仕事と家庭・地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体等を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の推進、普及啓発に努めます。

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、労使で働き方の見直しが進むよう、働き方に対する意識改革のための啓発活動等を強化します。

- ・健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、仕事と生活の調和に向け、労使が協調して職場の意識や働き方の改革に取り組むよう気運の醸成に努めます。
- ・研修会の開催等を通じて、時間外労働や年次有給休暇に対する労使の意識改革を促すことにより、労働時間の短縮や休暇の取得促進を図ります。
- ・家族のきずなを深める取組が行えるよう、ノー残業デーの実施など、労働者が「家庭の日」の取組を実施しやすい環境づくりが進むよう普及啓発を図ります。

○ 仕事と子育ての両立を積極的に支援するため、子育て等により長期間職についていない女性等の再就職を支援します。

- ・子育て等により長期間職についていない女性や母子家庭の母等の再就職を支援するため、専門家によるキャリアカウンセリングや、託児サービス付きの付加など、職業訓練の受講機会の拡大による職業能力開発の充実に努めます。

(2) 幼児期の教育・保育の充実

○ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図ります。

- ・幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・「潜在保育士」の再就職支援等の取組や国の施策の活用などにより、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の確保を図ります。
- ・幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の実施により、資質の向上を図ります。
- ・教育・保育に係る施設整備等を支援することにより、良質な環境の確保を図ります。
- ・障害のある乳幼児に対して適切な対応ができるよう必要な支援を行います。
- ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である認定こども園、幼稚園や保育所と、地域型保育事業や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。
- ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、認可や指導監督、財政措置等を所管する部局間の適切な連携により施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。
- ・幼児期は人格形成の大切な時期であることから、幼稚園や保育所等において、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を可能とするよう幼児教育の充実を図ります。
- ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。
- ・保護者等が、円滑に、教育・保育施設等を利用できるよう、県ホームページ等により教

育・保育情報の周知を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援の充実

○ 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

- ・子どもやその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援の取組を進めます。
- ・勤労形態の多様化などに対応して、延長保育、一時預かりなどの充実を図ります。
- ・病気の際の乳幼児を保育する病児・病後児保育の普及促進を図ります。
- ・児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ）に対する支援を行います。
- ・子育ての援助を受けたい人と援助したい人との会員組織であるファミリーサポートセンターの普及促進を図ります。
- ・地域の実情や子育て家庭のニーズに対応し、幼稚園における預かり保育の充実を図るとともに、障害のある幼児を受け入れている幼稚園に支援を行います。
- ・育児経験豊かな主婦等への研修の実施などにより、地域の子育て支援を行う人材の確保を図ります。

○ 就労等により昼間保護者が不在となる児童のニーズに対応するため、小学校の余裕教室や児童館等を利用した放課後児童クラブの設置を促進します。

- ・市町の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、「福祉部局」と「教育委員会」とが連携しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室の従事者や参画者の確保及び質の向上を図ります。
- ・放課後児童クラブの設置を促進するとともに、放課後児童支援員の研修等により、運営体制の充実を図ります。
- ・就労等により昼間保護者が不在となる障害児のニーズに適切に対応できるよう、放課後における障害児の居場所づくりを進めます。

《数値目標》

指 標	単 位	現 状 (年度)	目 標 数 値 (年度)	
女性の就業率 (25～44歳)	%	68.2 (H22)	71 (H27)	
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数 ※再掲	社	632 (H25)	830 (H29)	
「やまぐちイクメン応援企業宣言」登録企業数	社	—	350 (H29)	
育児休業取得率 (男性)	%	1.1 (H23)	10.0 (H29)	
「男女共同参画推進事業者」認証事業者数 ※再掲	事業者	367 (H25)	550 (H29)	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	分	49 (H23)	60 (H28)	
利用者支援	市町	2 (H26)	19 (H31)	
延長保育	か所	224 (H25)	246 (H31)	
病児・病後児保育	か所	21 (H25)	35 (H31)	
子育て短期支援 (ショートステイ)	か所	11 (H25)	11 (H31)	
子育て短期支援 (トワイライトステイ)	か所	11 (H25)	11 (H31)	
ファミリーサポートセンターの数	市町	13 (H25)	13 (H31)	
放課後児童クラブ	実施施設数	か所	336 (H25)	408 (H31)
	受入児童数	人	11,345 (H25)	15,551 (H31)

6 地域における子育て支援の充実

家族形態の変化や地域の結びつきの希薄化等により、子育て家庭の負担感が増す中、地域において子育て家庭を支援する取組が重要となっています。

このため、地域における子育て支援ネットワークづくりや子育ての仲間づくりの支援を図るとともに、子育てしやすい生活環境の整備を推進します。

(1) 子育て支援ネットワークの形成

○ 子育てに係る関係機関・団体等の連携により子育て支援ネットワークを形成し、子育てに関する意識の高揚、情報提供及び相談体制の充実を図ります。

- ・子どもや家庭に関わる機関、団体や企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実を図ります。
- ・各市町において設置する子育て県民運動推進組織等の活動を通じて、関係団体の連携強化等による子育て支援の取組の強化を図ります。
- ・子育てサークル等のネットワークの形成により、相互交流や情報交換などによる連携強化を図るとともに、子育てサークル表彰等の実施により、その活動の活性化を図ります。

○ 子育て世代の親を孤立化させないため、地域の子育て支援関係者によるネットワークを形成し、子どもや子育て家庭との交流等を通じてきめ細かな支援を行います。

- ・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター等による交流活動等を通じ、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図ります。
- ・主任児童委員、母子保健推進員、母親クラブ等の子育て支援関係者の連携の強化により、子育てに不安を抱く親などへの支援を行うネットワークづくりを進めるなど、子どもや家庭をサポートするための民間の体制の整備を図ります。
- ・妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育環境の確保を図ります。
- ・要保護児童支援の関係機関職員等の専門性強化と連携強化により、子どもを守る地域のネットワークの機能強化を図ります。

(2) 子育ての仲間づくりの支援

○ 子育てに関する不安感、負担感の軽減を図るため、親同士の交流の場づくりなど、地域における子育て活動の支援を行います。

- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子保健推進員などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。
- ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点の設置を促進します。
- ・地域子育て支援拠点へのNPOなど多様な主体の参画により、地域の子育て力の向上を図ります。
- ・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター等による取組など、「やまぐち子育て県民運動」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりなど子育て活動を支援します。
- ・子どもの育ち、親の育ちを支援するため、高齢者などの多様な世代との交流等を促進します。

○ 保育所、幼稚園等の子育て機能を活用した地域の子育て支援の取組を進めます。

- ・保育所等を活用し、地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。
- ・保育所における育児講座の開催などを通じて、子育てに関する専門的機能を地域に開放し、地域に開かれた保育所に向けた取組を促進します。
- ・幼稚園における幼児教育相談の実施や親子登園など、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を活用した子育て支援の取組を促進します。
- ・地域の子育て支援機能を持つ認定こども園における子育て家庭に対する相談活動や親子の集いの場の提供などの取組を促進します。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

○ 放課後や週末等において、子どもが自主的に参加し、お互いに交流し、安全に過ごすことができる「子どもの居場所づくり」を推進します。

- ・子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館や子育て支援のための拠点施設等の整備を促進するとともに、活動内容の充実を図ります。
- ・地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの内

容充実と連携促進を図ります。

- ・高齢者や主婦、学生等のボランティアなど、多世代にわたる地域の人々との交流を通じて、伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

(4) 子育てに配慮した生活環境の整備

○ 安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てを支援する住環境整備を促進します。

- ・子育て世帯のニーズに対応するため、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の適正な管理を促進します。
- ・子育て世帯が安心して居住できる住環境を整備するため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を通じて、子育てに配慮した住宅の普及を図ります。
- ・子育て世帯に配慮するため、県営住宅の募集に際し、多子世帯や母子・父子世帯に対する優先入居を行います。
- ・子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めるとともに、子育て支援を行うことができる施設の併設等について検討します。
- ・市町に対して、県の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した住環境整備等の取組を促進します。
- ・コンパクトなまちづくりモデル事業を通じて、子育て世代等が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

○ 子どもや子育て家庭が安心して外出し、安全に過ごすことができる環境づくりを進めます。

- ・子育てにやさしい公共的施設を整備するなど、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進するとともに、関係機関等と連携しながら普及啓発を図ります。
- ・子どもをはじめすべての人が安全に安心して通行できる歩行空間が確保された歩道の整備を進めます。
- ・生活道路及び通学路における「ゾーン30」の整備や交通信号機等の交通安全施設の充実を図るとともに、交差点等の道路改良、照明施設等の整備を推進します。
- ・事故の危険性の高い通学路における歩道の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進

します。

- ・買い物や通学などの日常生活に必要な交通手段の確保・充実を図るとともに、子どもや妊婦が利用しやすいノンステップバスの導入を推進します。
- ・子どもや子育て中の親が快適で安心して過ごすことができるよう、県立公園の整備を進めるとともに、身近な市町の公園の整備を促進します。
- ・道路や公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を進めます。

《数値目標》

指 標	単 位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
妊婦健康診査	市町	19 (H26)	19 (H31)
乳児家庭全戸訪問	市町	19 (H26)	19 (H31)
養育支援訪問	市町	13 (H26)	18 (H31)
地域子育て支援拠点の設置数 ※再掲	か所	142 (H25)	150 (H31)
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	%	96 (H25)	100 (H29)
公共的施設への適合証交付件数 (累計)	件	529 (H25)	640 (H29)
デマンド型乗合タクシー等導入数 (累計)	か所	32 (H25)	40 (H29)
ノンステップバス導入率	%	48.7 (H25)	55.0 (H29)
県管理道路における歩道設置率	%	38.6 (H25)	40 (H31)
通学路における子どもの交通事故負傷者数 (年間)	人	50 (H25)	49 (H29)
都市公園面積 (1人当たり)	m ²	14.2 (H25)	15.0 (H28)

7 子どもの安全確保と健全育成

児童虐待や非行など子どもをめぐる事件が増加する中、行政や地域が一体となって子どもの安全を確保し、健全育成に向けて取り組むことが重要になっています。

このため、児童虐待防止対策や社会的養護体制の充実を図るとともに、不登校、いじめへの対応等、子どもの安全確保と健全育成の取組を積極的に進めます。

(1) 子どもを守る地域ネットワークの充実

- 児童虐待防止のため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立支援に至るまで、切れ目のない支援体制の整備・充実を図ります。
 - ・関係機関で構成する山口県要保護児童対策地域協議会において、発生予防から保護・自立支援に至る総合的な家庭支援システムの整備充実を図ります。
 - ・児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施等により、児童虐待の発生防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。
 - ・児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町が行う検証を支援します。
- 妊娠期からの虐待防止及び児童虐待の早期発見・早期対応に向け、市町の児童相談体制の充実強化を図ります。
 - ・早期発見、早期対応を図るため、市町要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）における児童相談所の助言や協議会関係者向けの研修の実施等により協議会の機能強化を図ります。
 - ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市町職員、主任児童委員等に対する研修を実施するとともに、児童家庭アドバイザーによる関係機関との連絡調整や実践ケース検討会の開催等を通じて、市町の児童相談体制の充実や母子保健・児童福祉担当部局との連携強化を支援します。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、児童相談所の専門的機能の強化を図ります。
 - ・「福祉総合相談支援センター」を整備し、相談支援機能の高度化・専門化を図るなど、児童等への相談支援体制を充実・強化します。
 - ・一時保護所について、定員の増員や居室の個室化等機能を拡充し、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。

- ・医療関係者など関係機関や市町との連携を強化するとともに、24時間365日の相談体制の確保等、児童相談所を中心とした相談機能の充実強化を図ります。
- ・ケースの組織的な管理・対応や適切なアセスメント等を可能とするため、職員の適切な配置を図るとともに、弁護士、学識経験者等による専門的な助言・指導による処置困難ケースへの対応など、児童相談所における専門的機能の充実強化を図ります。

○ 妊婦や子育て家庭に対する関係機関による相談体制の整備を図ります。

- ・妊娠等に関して悩みを抱える妊婦や子育て家庭に対する相談体制の整備、里親や養子縁組制度の周知等の支援を行います。
- ・養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭状況を把握し、市町等関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組への支援を行います。

(2) 社会的養護体制の充実

○ 様々な事情により家庭での養育が困難な児童の社会的自立に向け、里親や児童養護施設等による支援の充実を図ります。

- ・児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設における生活環境の改善に向けた整備や自立支援機能の充実を図ります。
- ・虐待を受けた子どもの心のケアが適切に図られるよう、専門的な職員の配置推進等、専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修への参加等、施設職員の支援技術向上のための取組を進めるなど、児童養護施設等における専門的な支援体制の充実を図ります。
- ・子どもの権利ノートの普及啓発や研修会の実施等により、児童養護施設における養育の質の確保や子どもの権利擁護に関する取組を強化します。
- ・病気や出産といった理由で子どもの養育を家庭で行うことが一時的に難しくなった場合の短期入所サービス等の提供や、地域住民との交流の実施など、児童養護施設における子育て支援機能の充実の促進を図ります。
- ・家庭での養育が困難な児童を保護者に代わって養育する里親制度の普及啓発に努めるとともに、里親委託推進員の配置や児童養護施設における里親支援専門相談員の確保、里親に対する相談指導等の実施を通じて、里親の確保や里親制度の普及促進を図ります。
- ・社会的養護で育った児童等に対して身元保証人の確保を図るなど、社会において自立していけるような支援体制を整備するとともに、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)による支援等を通じて、児童養護施設を退所した児童等に対する社会的自立を促進します。

- ・施設のソーシャルワーク機能の強化等により、家族支援や地域支援の充実を図ります。
- ・被措置児童等虐待防止のため、児童養護施設等に対する適切な体制整備について指導を行うとともに、児童相談所や施設職員に対して、対応マニュアルの周知徹底を図るなどの取組を進めます。
- ・児童養護の質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親委託ガイドラインに沿った取組や、義務化された第三者評価の受審を促進します。

○ 家庭的な養育環境における養護を推進します。

- ・児童相談所や市町等、関係機関の連携による里親の新規開拓や里親支援の充実等に努め、里親委託を推進するとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への取組を支援します。
- ・児童養護施設等においても、家庭的な環境における養護を促進するため、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアによるケア単位の小規模化を推進します。
- ・今後15年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム、里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として社会的養護の体制整備を計画的に推進します。

（3）児童の健全育成

○ 青少年育成県民会議や母親クラブ、子ども会等が行う児童健全育成のための地域活動を促進します。

- ・青少年育成県民会議が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援を図るなど、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。
- ・地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ等地域における子育て支援団体の活動の場である児童館の整備促進や機能の充実を図ります。
- ・それぞれの地域において児童健全育成が図られるよう、母親クラブや子ども会等が実施する親子・世代間交流や研修などの地域活動を支援します。
- ・地域において様々な人々が児童健全育成活動に参加することについての理解を促進し、参加意欲の高揚を図ります。

○ 少年非行の増加・深刻化に対応するため、関係機関相互の連携を強化し、少年の非行防止を図るとともに、非行少年の立ち直りに向けた支援を行います。

・警察、学校、児童相談所等関係機関のネットワークの強化を図るとともに、少年サポートセンター等を中心とした支援、少年安全サポーターの活用や少年相談専門員の配置などにより、少年の非行防止や健全育成に向けたきめ細かな対応を図ります。

○ **暴力行為やいじめ等の問題行動や不登校など、深刻化・多様化する生徒指導上の諸課題やひきこもりなどに対応するため、生徒指導・相談体制の一層の充実を図るとともに、保護者・地域・関係機関との連携を深め、きめ細かな支援体制づくりを推進します。**

・教職員の資質能力の向上及びいじめの防止等へ向けた広報・啓発活動の取組を強化します。

・コミュニティ・スクールや地域協育ネットを活用した地域ぐるみのいじめ防止等の取組を推進します。

・中学1年時からのいじめ等問題行動の急増に対応するため、教育相談や生徒指導を充実・強化します。

・いじめ等の問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応に取り組むため、全ての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制の一層の充実やスクールソーシャルワーカーの全市町配置、困難事案への専門家グループの派遣等学校における生徒指導・相談体制の充実・強化を図るとともに、体験活動を通じた社会的自立に向けた支援や関係機関と連携した迅速・的確な取組を推進します。

・やまぐち総合教育支援センター内に設置している、「子どもと親のサポートセンター」等において、専門的な相談・支援を行います。

・「山口県いじめ問題対策協議会」において、県内のいじめ問題に係る関係団体・機関の連携を強化し、社会総がかりの取組を推進します。

・深刻な社会問題になっている「ひきこもり」問題に対応するため、県精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり地域支援センター」を技術的中核機関とし、各保健所を地域拠点と位置付け、相談体制の充実等を図ることにより、家族や本人への支援体制を強化します。

・「山口県子ども・若者支援地域協議会」において、子ども・若者の支援を行っているNPOや、関係行政機関相互の連携強化を図るとともに、支援を要する子ども・若者がより身近な場所で支援が受けられるよう、市町における支援機関・団体のネットワーク構築に向けた取組を支援します。

○ **解決困難な問題や学校内外で発生した重大な事件等への緊急対応や継続的な対応の充実を図ります。**

・児童生徒をめぐる重大事件等に適切に対応するため、関係機関の専門家で編成するサポ

ートチーム（CRT（クライシス・レスポンス・チーム））を派遣し、児童生徒の心のケアや二次被害の防止を図ります。

（４）子どもの安全確保

○ 「山口県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民が連携し、青少年を取り巻く、子どもの成長への悪影響が懸念される有害環境の浄化を推進します。

- ・ 青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、市町や地域団体等と連携し、有害図書類の陳列方法等の点検や指導を行う、「こども環境クリーンアップ活動」を推進します。
- ・ スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が社会的な問題となっていることから、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの安全・安心な利用環境の整備や青少年及びその保護者に対する適切な利用のための普及啓発を推進します。
- ・ 児童生徒のネット問題を認めた場合、警察、学校、市町教育委員会が相互に連携し、「ネット問題対応チーム」を立ち上げて、問題事案の早期改善・早期解決に向けた取組を推進します。

○ 子供が安心して外出できるよう、関係機関・団体等が連携・協力して、交通安全活動を推進します。

- ・ 児童生徒に対して、学校、PTA、警察等が相互に連携し、通学路における危険箇所調査等を踏まえた交通安全教育を実施します。
- ・ 「交通安全子供自転車大会」やサイクル・スクールリーダーの活動支援などを通じて、自転車マナーの向上と安全利用を促進するとともに、児童生徒の自転車乗車用ヘルメットの着用促進など、自転車の利用に対する交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 交通安全学習館における「交通安全一日ドック」、「交通安全・土曜塾」や交通移動教室など、親と子の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。
- ・ チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、適切な使用方法についての広報啓発活動及び着用促進のための指導を強化します。
- ・ 地域ボランティア等と連携した児童の登下校時の見守り活動を推進します。
- ・ 街頭活動の強化や効果的な交通指導取締り等を通じて、悪質危険ドライバーを排除します。

○ 「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、関係機関・団体等が連携・協力して子どもが犯罪を犯さない、子どもが犯罪の被害に遭わない、安全な生活環境の確保に向け、きめ細かな対応を図ります。

- ・ 県民、関係団体、市町等と連携して、地域における自主防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや子ども見守り活動など、防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。
- ・ スクールガード活動の活性化により、子どもたちが安心して教育を受けられるよう家庭や地域ボランティアと連携した学校安全体制の充実を図ります。
- ・ 犯罪等により被害を受けた子どもの精神的被害を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関・団体が連携し、被害を受けた子どもや保護者等に対するカウンセリングを実施するとともに、民間被害者支援ボランティア活動を支援します。
- ・ 「少年安全サポーター制度」の拡充による問題事案への指導助言を強化することにより、犯罪から子どもを守る取組を推進します。

《数値目標》

指 標		単 位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
里親委託率		%	15.1 (H25)	20.6 (H31)
専門里親登録世帯数		世帯	20 (H25)	26 (H31)
養育里親登録世帯数		世帯	120 (H25)	150 (H31)
千人当たりの不登校児童生徒数 (公立小・中・高校)	小・中学校	人	10.1 (H25)	減少させる (H29)
	高校		4.8 (H25)	
いじめの解消率 (公立小・中・高校・総合支援学校)		%	93.0 (H25)	100%に近づける (H29)
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数		人	28 (H25)	40 (H29)
計画期間における少年安全サポーターの講習実施率 (県内小・中・高校等)		%	—	4年間で100%実施 (H26-H29)

数値目標一覧

1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成

指 標	単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
県民運動サポート会員登録数	団体	305 (H25)	380 (H31)
子育て家庭応援優待協賛事業所登録数	事業所	1,990 (H25)	2,100 (H31)
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数	社	632 (H25)	830 (H29)
「男女共同参画推進事業者」認証事業者数	事業者	367 (H25)	550 (H29)
「家庭の日」協力事業所の登録数	事業所	928 (H25)	増やす (H29)

2 保健医療サービスの充実と健康の増進

指 標	単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)	
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	%	93.1 (H24)	増やす (H29)	
十代の人工妊娠中絶実施率	‰	8.0 (H24)	減らす (H29)	
十代の性感染症罹患数 (1 定点当たりの報告数)	件	7.7 (H24)	減らす (H29)	
1 歳 6 か月までの麻疹ワクチン予防接種率	%	86.2 (H24)	95.0 (H29)	
毎日朝食を摂っている児童生徒数の割合	小学校	%	増加させる (H29)	
	中学校	%		89.6 (H25)
3 歳児におけるう歯のない人の割合	%	76.2 (H24)	80 以上 (H29)	
周産期死亡率	‰	3.3 (H24)	全国平均以下 (H29)	
出生に対する低出生体重児の割合	%	9.8 (H24)	減らす (H29)	
小児科医師数 (小児 10 万対)	人	95.0 (H24)	全国平均以上 (H30)	
小児救急医療電話相談事業の相談件数 (年間)	件	5,845 (H25)	10,000 (H29)	
乳幼児健康診査の受診率	3 か月	%	98.0 (H24)	増やす (H29)
	7 か月	%	95.4 (H24)	増やす (H29)
	1 歳 6 か月	%	94.7 (H24)	増やす (H29)
	3 歳	%	95.6 (H24)	増やす (H29)

3 子育て家庭への支援の充実

指 標	単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
地域子育て支援拠点の設置数	か所	142 (H25)	150 (H31)
保育所等での一時預かり	か所	267 (H25)	291 (H31)
幼稚園での一時預かり	か所	133 (H25)	147 (H31)

4 子どもの学習環境の整備充実

指 標		単 位	現 状 (年度)	目 標 数 値 (年度)
全国学力・学習状況調査正答率の 全国平均との差	小学校	ポ イ ント	国語A+0.7 国語B+2.3 算数A+1.4 算数B+0.4 (H26)	小・中学校全区 分で全国平均 を3ポイント 上回る
	中学校	ポ イ ント	国語A+1.3 国語B+1.4 算数A+2.9 算数B+2.8 (H26)	
環境学習参加者数		人	54,139 (H25)	66,000 (H32)
青少年国際交流事業参加者数 (累計)		人	744 (H25)	875 (H31)
コミュニティ・スクール (学校運営協議会設置校) 指定校の割合 (公立小・中学校)		%	80.1 (H26)	100 (H29)
「地域協育ネット」コーディネーター養成講座受講者数 (累計)		人	250 (H25)	875 (H29)
企業等での家庭教育出前講座の受講者数		人	3,927 (H25)	8,300 (H29)
おやじの会の活動団体数		団体	187 (H25)	200 (H29)
学校で芸術の鑑賞を行った児童生徒の割合		%	37.6 (H25)	現状値の維持・向上 (H29)
公認スポーツ指導者数		人	424 (H25)	増加させる (H31)
総合型地域スポーツクラブの設置数		か所	46 (H25)	80 (H29)
毎日朝食を摂っている児童生徒数の割合 ※ 再掲	小学校	%	92.5 (H25)	増加させる (H29)
	中学校	%	89.6 (H25)	
体験的なキャリア教育 (職場見学、職場体験活動、インターンシップ、大学・企業訪問等) を実施した公立学校の割合	小学校	%	100 (H25)	100 (H29)
	中学校		100 (H25)	100 (H29)
	高等学校		94.5 (H25)	100 (H29)
高校生の就職決定率		%	99.0 (H25)	100%に近づける (H29)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点 (体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点) の県平均点 (公立小・中学校)	小5男	%	53.4 (H25)	54.6 (H29)
	小5女		54.6 (H25)	55.4 (H29)
	中2男		41.0 (H25)	42.5 (H29)
	中2女		48.6 (H25)	49.5 (H29)

5 職業生活と家庭生活との両立支援

指 標	単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)	
女性の就業率 (25～44歳)	%	68.2 (H22)	71 (H27)	
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数 ※再掲	社	632 (H25)	830 (H29)	
「やまぐちイクメン応援企業宣言」登録企業数	社	—	350 (H29)	
育児休業取得率 (男性)	%	1.1 (H23)	10.0 (H29)	
「男女共同参画推進事業者」認証事業者数 ※再掲	事業者	367 (H25)	調整中	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	分	49 (H23)	60 (H28)	
利用者支援	市町	2 (H26)	19 (H31)	
延長保育	か所	224 (H25)	246 (H31)	
病児・病後児保育	か所	21 (H25)	35 (H31)	
子育て短期支援 (ショートステイ)	か所	11 (H25)	11 (H31)	
子育て短期支援 (トワイライトステイ)	か所	11 (H25)	11 (H31)	
ファミリーサポートセンターの数	市町	13 (H25)	13 (H31)	
放課後児童クラブ	実施施設数	か所	336 (H25)	408 (H31)
	受入児童数	人	11,345 (H25)	15,551 (H31)

6 地域における子育て支援の充実

指 標	単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
妊婦健康診査	市町	19 (H26)	19 (H31)
乳児家庭全戸訪問	市町	19 (H26)	19 (H31)
養育支援訪問	市町	13 (H26)	18 (H31)
地域子育て支援拠点の設置数 ※再掲	か所	142 (H25)	150 (H31)
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	%	96 (H25)	100 (H29)
公共的施設への適合証交付件数 (累計)	件	529 (H25)	640 (H29)
デマンド型乗合タクシー等導入数 (累計)	か所	32 (H25)	40 (H29)
ノンステップバス導入率	%	48.7 (H25)	55.0 (H29)
県管理道路における歩道設置率	%	38.6 (H25)	40 (H31)
通学路における子どもの交通事故負傷者数 (年間)	人	50 (H25)	49 (H29)
都市公園面積 (1人当たり)	m ²	14.2 (H25)	15.0 (H28)

7 子どもの安全確保と健全育成

指 標	単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
里親委託率	%	15.1 (H25)	20.6 (H31)
専門里親登録世帯数	世帯	20 (H25)	26 (H31)
養育里親登録世帯数	世帯	120 (H25)	150 (H31)
千人当たりの不登校児童生徒 数 (公立小・中・高校)	小・中学校	10.1 (H25)	減少させる (H29)
	高校	4.8 (H25)	
いじめの解消率 (公立小・中・高校・総合支援学校)	%	93.0 (H25)	100%に近づける (H29)
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	人	28 (H25)	40 (H29)
計画期間における少年安全サポーターの講習 実施率 (県内小・中・高校等)	%	—	4年間で100% 実施(H26-H29)

第4章 教育・保育の確保方策等

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町と連携し、平成27年度から平成31年度までの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態も踏まえ、市町を1つの単位として設定します。

(3) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、保育の必要性あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設

3号	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)	・年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	・年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)
----	---	--	---

○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

《県・計》 ※県区域ごとの量の見込みと確保方策は、4章末に掲載。(単位：人)

県・計	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	13,347	3,110	16,564	2,598	9,082	13,092	3,035	16,311	2,604	9,040	12,832	2,935	16,172	2,586	8,866
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	5,609	1,807	16,752	2,158	8,210	9,331	1,988	16,814	2,231	8,328	10,252	2,078	17,046	2,501	8,728
	確認を受け ない幼稚園 地域型 保育事業	11,974	1,400	0	0	0	8,060	1,165	0	0	0	6,714	1,007	0	0	0
		0	0	0	63	88	0	0	8	97	177	0	0	18	138	238
②-①		4,236	97	188	▲377	▲784	4,299	118	511	▲276	▲535	4,134	150	892	53	100

県・計	平成30年度					平成31年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	12,623	2,877	15,906	2,542	8,641	12,393	2,812	15,690	2,491	8,428
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	11,652	2,090	17,277	2,575	8,800	11,628	2,030	17,333	2,602	8,830
	確認を受け ない幼稚園 地域型 保育事業	5,201	940	0	0	0	5,207	934	0	0	0
		0	0	18	168	288	0	0	18	173	293
②-①		4,230	153	1,389	201	447	4,442	152	1,661	284	695

2 認定こども園の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(1) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

- 施設の移行希望がなく、市町においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、教育・保育施設が保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

②県区域ごとの目標設置数等

区 域 名	目標設置数	設 置 時 期
下関市	28カ所	平成27年度～平成31年度
宇部市	1カ所	
山口市	7カ所	
萩市	1カ所	
防府市	4カ所	
下松市	3カ所	
岩国市	1カ所	
光市	3カ所	
長門市	2カ所	
柳井市	2カ所	
美祢市	1カ所	
周南市	4カ所	
山陽小野田市	1カ所	
周防大島町	1カ所	
和木町	1カ所	
上関町	1カ所	
田布施町	2カ所	
平生町	1カ所	
阿武町	1カ所	

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

②県区域ごとの「都道府県計画で定める数」

区域名	計画で定める数 〔保育所からの移行分として1号区分に設定〕	数の設定の考え方
周防大島町	20人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
上関町	5人	
阿武町	5人	

3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、平成27年度から平成31年度までの必要見込み数を定めます。

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	189人	298人	469人	498人	543人
保育士	3,952人	3,952人	4,060人	4,118人	4,103人
幼稚園教諭(※)	1,040人	1,010人	969人	958人	949人

(※) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

<県区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策>

①下関市区域

(単位：人)

下関市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2,188	215	3,445	513	1,619	2,158	214	3,463	543	1,627	2,138	208	3,484	571	1,636
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,195	215	3,431	455	1,635	1,186	214	3,434	500	1,671	1,377	208	3,506	570	1,675
	確認を受け ない幼稚園	1,220	0	0	0	0	1,220	0	0	0	0	880	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		227	0	▲14	▲58	16	248	0	▲29	▲43	44	119	0	22	▲1	39

下関市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2,092	204	3,387	552	1,589	2,023	198	3,285	534	1,544
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,341	204	3,471	593	1,662	1,327	198	3,456	597	1,663
	確認を受け ない幼稚園	880	0	0	0	0	880	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		129	0	84	41	73	184	0	171	63	119

②宇部市区域

(単位：人)

宇部市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,812	757	1,610	240	812	1,779	743	1,581	237	811	1,738	726	1,544	234	801
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	321	31	1,611	209	745	321	31	1,611	209	745	396	31	1,636	209	770
	確認を受け ない幼稚園	2,319	726	0	0	0	2,333	712	0	0	0	2,175	695	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	53	61	0	0	0	53	61	0	0	0	53	61
②-①		828	0	1	22	▲6	875	0	30	25	▲5	833	0	92	28	30

宇部市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,702	711	1,512	229	791	1,696	709	1,507	224	778
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	396	31	1,636	209	770	396	31	1,636	209	770
	確認を受け ない幼稚園	2,190	680	0	0	0	2,192	678	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	53	61	0	0	0	53	61
②-①		884	0	124	33	40	892	0	129	38	53

③山口市区域

(単位：人)

山口市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2,405	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	2,400	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	2,360	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	385	410	1,975	295	985	405	405	2,000	300	1,000	910	365	2,230	315	1,115
	②確保 方策	2,110	0	0	0	0	2,110	0	0	0	0	1,580	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園															
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	20	45	0	0	0	30	65
	②-①	90	0	▲ 355	▲ 70	▲ 315	115	0	▲ 320	▲ 40	▲ 260	130	0	▲ 95	▲ 5	▲ 95

山口市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2,355	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	2,350	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	2,330	360	2,430	325	1,155	2,330	360	2,430	325	1,155
	②確保 方策	100	0	0	0	0	100	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園										
	地域型 保育事業	0	0	0	55	110	0	0	0	55	110
	②-①	75	0	115	40	35	80	0	115	45	70

④萩市区域

(単位：人)

萩市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	103	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	101	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	97	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	133	42	912	81	345	134	41	912	81	345	135	40	759	146	433
	②確保 方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園															
	地域型 保育事業	0	0	0	7	11	0	0	0	7	11	0	0	0	7	11
	②-①	30	0	126	▲ 70	▲ 94	33	0	143	▲ 70	▲ 92	38	0	11	0	0

萩市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	95	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	93	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	136	39	766	146	426	137	38	778	143	417
	②確保 方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園										
	地域型 保育事業	0	0	0	7	11	0	0	0	7	11
	②-①	41	0	33	0	0	44	0	59	0	0

⑤防府市区域

(単位：人)

防府市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,341	299	1,394	249	875	1,327	295	1,378	245	862	1,337	297	1,390	241	820
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	625	12	1,394	198	720	830	177	1,378	209	763	830	249	1,390	223	786
	確認を受け ない幼稚園	1,323	287	0	0	0	972	118	0	0	0	942	48	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	3	16	0	0	0	3	16	0	0	0	3	16
②-①		607	0	0	▲48	▲139	475	0	0	▲33	▲83	435	0	0	▲15	▲18

防府市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,341	299	1,394	237	805	1,321	294	1,373	231	790
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	880	299	1,394	234	789	880	299	1,394	234	789
	確認を受け ない幼稚園	890	0	0	0	0	890	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	3	16	0	0	0	3	16
②-①		429	0	0	0	0	449	5	21	6	15

⑥下松市区域

(単位：人)

下松市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	870	186	484	167	425	863	185	480	166	430	847	181	471	153	425
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	255	200	460	67	253	1,345	200	484	75	268	1,345	200	595	112	343
	確認を受け ない幼稚園	1,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	10	10
②-①		475	14	▲24	▲100	▲172	482	15	4	▲86	▲157	498	19	124	▲31	▲72

下松市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	855	181	476	161	420	858	184	477	158	414
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,345	200	640	127	373	1,345	200	685	142	403
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	15	15	0	0	0	20	20
②-①		490	19	164	▲19	▲32	487	16	208	4	9

⑦岩国市区域

(単位：人)

岩国市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,283	378	1,490	255	869	1,229	361	1,486	256	850	1,182	343	1,484	259	830
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,221	321	1,789	235	839	1,221	321	1,768	234	831	1,229	329	1,688	261	828
	確認を受け ない幼稚園	407	138	0	0	0	407	138	0	0	0	407	138	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	0	0	18	4	8
②-①		345	81	299	▲20	▲30	399	98	290	▲22	▲17	454	124	222	6	6

岩国市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,133	328	1,492	263	809	1,091	320	1,500	267	789
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,229	316	1,688	274	828	1,229	303	1,694	281	828
	確認を受け ない幼稚園	407	138	0	0	0	407	138	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	18	4	8	0	0	18	4	8
②-①		503	126	214	15	27	545	121	212	18	47

⑧光市区域

(単位：人)

光市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	419	46	726	94	347	406	45	703	91	349	407	45	704	88	339
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	305	30	766	104	363	305	29	766	104	363	305	29	766	104	363
	確認を受け ない幼稚園	164	16	0	0	0	165	16	0	0	0	165	16	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		50	0	40	10	16	64	0	63	13	14	63	0	62	16	24

光市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	410	45	709	85	329	406	45	703	82	318
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	305	29	766	104	363	305	29	766	104	363
	確認を受け ない幼稚園	165	16	0	0	0	165	16	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		60	0	57	19	34	64	0	63	22	45

⑨長門市区域

(単位：人)

長門市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	130	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	127	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	123	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	130	60	440	53	230	130	60	430	52	230	130	60	410	51	230
	②確保 方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	0	2	3	0	2	3	4	4	0	3	7	6	0	0	5

長門市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	120	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	114	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	120	60	410	51	230	120	60	390	50	230
	②確保 方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	0	7	8	0	6	6	9	7	0	7

⑩柳井市区域

(単位：人)

柳井市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	146	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	137	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	133	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	0	0	546	43	191	142	38	545	43	191	171	37	545	43	191
	②確保 方策	180	40	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	34	0	42	0	19	34	0	72	0	20	38	0	85	0	21

柳井市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	127	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	123	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	172	35	544	43	190	172	34	544	43	190
	②確保 方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①	45	0	105	1	21	49	0	117	1	21

⑪美祢市区域

(単位：人)

美祢市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	80	94	279	52	146	71	83	246	50	155	71	84	249	48	149
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	100	94	419	60	212	100	83	430	60	212	100	84	429	60	212
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		20	0	140	8	66	29	0	184	10	57	29	0	180	12	63

美祢市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	71	79	234	46	144	67	82	241	44	139
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	100	79	434	60	212	100	82	431	60	212
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		29	0	200	14	68	33	0	190	16	73

⑫周南市区域

(単位：人)

周南市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,776	294	1,540	267	866	1,745	290	1,512	256	832	1,681	279	1,456	246	805
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	516	294	1,441	184	734	2,780	290	1,491	190	763	2,711	279	1,546	218	787
	確認を受け ない幼稚園	2,330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18	0	0	0	31	48
②-①		1,070	0	▲99	▲83	▲132	1,035	0	▲21	▲57	▲51	1,030	0	90	3	30

周南市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,623	270	1,405	237	775	1,557	260	1,347	230	748
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,686	270	1,556	221	811	2,674	260	1,566	227	823
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	31	48	0	0	0	31	48
②-①		1,063	0	151	15	84	1,117	0	219	28	123

⑬山陽小野田市区域

(単位：人)

山陽小野田市区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	473	152	904	57	638	457	147	872	57	633	450	143	853	56	616
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	230	0	871	78	536	230	0	871	78	536	264	33	871	86	581
	確認を受け ない幼稚園	673	152	0	0	0	678	147	0	0	0	565	110	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	19
②-①		430	0	▲33	21	▲102	451	0	▲1	21	▲78	379	0	18	30	▲16

山陽小野田市区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	435	139	821	56	602	429	135	808	56	585
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	264	33	871	86	581	264	33	871	86	581
	確認を受け ない幼稚園	569	106	0	0	0	573	102	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	19	0	0	0	0	19
②-①		398	0	50	30	▲2	408	0	63	30	15

⑭周防大島町区域

(単位：人)

周防大島町区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	14	5	178	24	89	14	5	175	23	82	13	5	166	22	79
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	0	178	24	89	14	5	175	23	82	13	5	166	22	79
	確認を受け ない幼稚園	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

周防大島町区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	13	5	162	21	76	13	5	153	20	72
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	13	5	162	21	76	13	5	153	20	72
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑮和木町区域

(単位：人)

和木町区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	108	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	104	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	106	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	108	88	5	14	55	104	84	5	15	56	106	86	5	14	55
②確保 方策	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

和木町区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	105	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	106	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	105	86	5	14	54	106	55	36	14	54
②確保 方策	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑯上関町区域

(単位：人)

上関町区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	3	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	3	0	40	7	15	2	0	29	7	16	2	0	27	7	16
②確保 方策	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	▲5	3	0	0	0	6	3	▲1	0	0	8	3	▲1

上関町区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳	2	教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1-2歳
	特定教育・ 保育施設	2	0	30	7	15	2	0	30	7	15
②確保 方策	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	5	3	0	0	0	5	3	0

⑰田布施町区域

(単位：人)

田布施町区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	139	36	208	19	77	121	34	207	25	80	95	33	206	31	83
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	0	272	27	157	0	0	272	27	151	146	33	261	36	160
	確認を受け ない幼稚園	144	36	0	0	0	146	34	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		5	0	64	8	80	25	0	65	2	71	51	0	55	5	77

田布施町区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	97	34	212	29	77	95	33	205	28	73
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	146	34	260	36	160	146	33	261	36	160
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		49	0	48	7	83	51	0	56	8	87

⑱平生町区域

(単位：人)

平生町区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	55	10	152	17	79	49	9	134	16	86	50	9	137	15	79
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	80	10	155	17	86	80	10	155	17	86	80	10	155	17	86
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		25	0	3	0	7	31	1	21	1	0	30	1	18	2	7

平生町区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	45	9	124	15	76	47	9	129	15	75
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	80	10	155	17	86	80	10	155	17	86
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		35	1	31	2	10	33	1	26	2	11

⑱阿武町区域

(単位：人)

阿武町区域		平成27年度					平成28年度					平成29年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2	0	52	4	20	2	0	52	4	20	2	0	53	4	19
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	2	0	52	4	20	2	0	52	4	20	2	0	53	4	19
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

阿武町区域		平成30年度					平成31年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳		教育 ニーズ	保 育 ニーズ	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2	0	54	4	19	2	0	52	4	19
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	2	0	54	4	19	2	0	52	4	19
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 計画の推進

子育て文化の創造に向けた施策の着実な推進を図るため、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検し、適切な進行管理を行います。

1 計画の推進体制

(1) 県民の役割

- 県民は、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県の施策に協力することが求められます。
- 父母その他の保護者は、子育ての第一義的責任を有するとの認識の下、家庭で子どもに生活習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めることが求められます。
- 親同士の交流や地域のネットワークづくり等を通じ、地域全体での子育ての支え合いを行うことが大切です。

(2) 事業者の役割等

- 仕事と子育ての両立に向け、労働時間の短縮や休暇制度の充実等、必要な雇用環境を整備するための「一般事業主行動計画」を策定・実施するとともに、「やまぐち子育て連盟」の取組等を踏まえ、「やまぐち子育て応援企業宣言制度」や「やまぐち子育て家庭応援優待制度」等への積極的な参加に努めることが期待されます。
- 子育てしやすい職場づくりのために、子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の相互理解の促進に配慮することが必要です。
- 計画の推進に当たっては、事業者や民間団体等の理解と協力を得ながら、相互に密接に連携し、協働して取り組むことが重要です。

(3) 国、市町との連携等

- 子育て支援・少子化対策は、国の制度等と密接に関連していることから、今後の国の動向に十分留意しながら、この計画の期間中に県が実施する施策に、国の対策を反映させていきます。また、国に対して施策や財源措置の充実等について、必要な働きかけを行います。
- 子どもや子育て支援に関する施策の主な実施主体である市町との連携を一層強化し、行動計画の策定に当たっては相互にその整合性を図るなど、一体となってこの計画の着

実な推進を図ります。

(4) 庁内の推進体制

- 子育て支援・少子化対策については、教育・保育や母子保健など各分野にわたる広範な施策が含まれることから、効果的かつ着実に施策を推進するため、関係部局間の緊密な連携を図ります。

2 計画の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

- 計画の実効性を確保する観点から、年次報告書の作成・公表や数値目標の進行管理等を通じ、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行います。
- こうした点検・評価の結果を踏まえ、計画を達成する上での課題等について、「山口県子育て文化審議会」等において、関係者の意見を聴きながら、計画達成に向けた適切な対応を図ります。

附 属 资 料

少子化社会対策基本法

(平成15年法律第133号)

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第17条）

第3章 少子化社会対策会議（第18条・第19条）

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我々は、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整

備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第17条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第3章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第18条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第7条の大綱の案を作成すること。

二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第19条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

次世代育成支援対策推進法

(平成 15 年法律第 120 号)

最終改正：平成 26 年法律第 28 号

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 行動計画

第 1 節 行動計画策定指針（第 7 条）

第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第 8 条—第 11 条）

第 3 節 一般事業主行動計画（第 12 条—第 18 条）

第 4 節 特定事業主行動計画（第 19 条）

第 5 節 次世代育成支援対策推進センター（第 20 条）

第 3 章 次世代育成支援対策地域協議会（第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条・第 23 条）

第 5 章 罰則（第 24 条—第 27 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第 5 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第 2 章 行動計画

第 1 節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協

力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、おおむね1年に1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第12条の2 前条第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第4項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第6項の規定は、同条第1項に規定する一般事業主が第1項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、第12条第1項又は第4項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。)が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規

定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第12条第1項又は第4項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

- 第20条** 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
 - 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第1項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第21条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

（主務大臣等）

- 第22条** 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
 - 3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農

林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条第2項の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第20条第5項の規定に違反した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第1号から第3号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成17年法律第25号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第10条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成18年法律第50号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成20年法律第85号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第3条及び第9条の規定 公布の日

二 第3条中次世代育成支援対策推進法第4条、第7条から第9条まで及び第22条の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第2条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第7条から第9条までの改正規定並びに附則第5条及び第17条の規定 平成22年4月1日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第12条及び第16条の改正規定並びに附則第8条の規定 平成23年4月1日

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第6条 第3条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条第5項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第4項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第7条 新法第12条の2第1項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条の2第2項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第4項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が100人を超え、300人以下である次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主が第4条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第4条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第9条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成22年法律第71号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成23年法律第74号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附則（平成23年法律第105号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 81 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 82 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成 24 年法律第 67 号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則（平成 26 年法律第 28 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日

（検討）

第 2 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法

(平成 24 年法律第 65 号)

最終改正：平成 26 年法律第 69 号

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 子ども・子育て支援給付

第 1 節 通則（第 8 条）

第 2 節 子どものための現金給付（第 9 条・第 10 条）

第 3 節 子どものための教育・保育給付

第 1 款 通則（第 11 条—第 18 条）

第 2 款 支給認定等（第 19 条—第 26 条）

第 3 款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第 27 条—第 30 条）

第 3 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第 1 節 特定教育・保育施設（第 31 条—第 42 条）

第 2 節 特定地域型保育事業者（第 43 条—第 54 条）

第 3 節 業務管理体制の整備等（第 55 条—第 57 条）

第 4 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第 58 条）

第 4 章 地域子ども・子育て支援事業（第 59 条）

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画（第 60 条—第 64 条）

第 6 章 費用等（第 65 条—第 71 条）

第 7 章 子ども・子育て会議等（第 72 条—第 77 条）

第 8 章 雑則（第 78 条—第 82 条）

第 9 章 罰則（第 83 条—第 87 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第 3 条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
 - 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

第2章 子ども・子育て支援給付

第1節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

第8条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第2節 子どものための現金給付

第9条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第10条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第3節 子どものための教育・保育給付

第1款 通則

(子どものための教育・保育給付)

第11条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

(不正利得の徴収)

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

第13条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保

育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第15条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第13条第2項の規定は前2項の規定による質問について、同条第3項の規定は前2項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。附則第6条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（受給権の保護）

第17条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（租税その他の公課の禁止）

第18条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第2款 支給認定等

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(市町村の認定等)

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第1項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内に行なければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

(支給認定の有効期間)

第21条 支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第22条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(支給認定の変更)

第23条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定

める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 3 第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 5 第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第2項又は第4項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給認定の取消し)

第24条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

- 一 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
 - 二 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
 - 三 その他政令で定めるとき。
- 2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第25条 都道府県は、市町村が行う第20条、第23条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第26条 この款に定めるもののほか、支給認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第3款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。))又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就

学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

- 2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。
 - 一 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)
 - 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、第1項の1日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第1号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第1項の1日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第1号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第7項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準(特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特例施設型給付費の支給)

第28条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第1号に規定する特定教育・保育に要した費用、第2号に規定する特別利用保育に要した費用又は第3号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

- 二 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
 - 三 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例施設型給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）
 - 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）
- 3 内閣総理大臣は、第1項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第2号及び第3号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第1項第2号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第2号及び第3号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第2項及び第5項から第7項までの規定は、特例施設型給付費（第1項第1号に係るものを除く。第40条第1項第4号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第29条 市町村は、支給認定子ども（第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

- 2 特定地域型保育事業者から満3歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満3歳未満保育認定地域型保育を当該満3歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。
 - 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）
 - 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
- 4 内閣総理大臣は、前項第1号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 満3歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満3歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者を支払うべき当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者を支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。
- 7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例地域型保育給付費の支給）

- 第30条** 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第3号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第4号に規定する特例保育（第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るもの）にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。
- 一 満3歳未満保育認定子どもが、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
 - 二 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第9条第1項第3号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けた

とき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を基準として市町村が定める額

3 内閣総理大臣は、第1項第2号及び第4号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第2号から第4号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第1項第2号及び第4号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第3号の基準については厚生労働大臣に、同項第2号及び第4号の基準については文部科学大臣及び

厚生労働大臣に協議するとともに、第 72 条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 4 前条第 2 項及び第 5 項から第 7 項までの規定は、特例地域型保育給付費（第 1 項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第 3 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第 1 節 特定教育・保育施設

(特定教育・保育施設の確認)

第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 - 3 市町村長は、第 1 項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第 32 条 特定教育・保育施設の設置者は、第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第 3 項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第 3 項の規定を準用する場合のほか、第 27 条第 1 項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第 33 条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（第45条第4項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
（特定教育・保育施設の基準）

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第9項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第13条第1項の規定により都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第39条第2項及び第40条第1項第2号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）
 - 二 幼稚園 学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）
 - 三 保育所 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第39条第2項及び第40条第1項第2号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。
 - 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第27条第1項の確認において定めるものに限る。第5項及び次条第2項において「利用定員」という。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第2項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第36条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前1月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第35条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第36条 特定教育・保育施設は、3月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第37条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第38条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該

市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請をすることができない。

(公示)

第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

- 一 第27条第1項の確認をしたとき。
- 二 第36条の規定による第27条第1項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第1項の規定により第27条第1項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第42条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第二節 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小

学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

- 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第29条第1項の確認をしてはならない。ただし、第1項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第1項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第29条第1項の確認があつたものとみなす。
 - 一 所在地市町村長が第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされた時
 - 二 所在地市町村長による第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第1項の申請を受けた時
- 6 所在地市町村長による第29条第1項の確認についての第52条第1項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第29条第1項の確認の効力に影響を及ぼさない。

（特定地域型保育事業者の確認の変更）

第44条 特定地域型保育事業者は、第29条第1項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定地域型保育事業者の責務）

第45条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満3歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員（第29条第1項の確認において定められた第19条第1項第3

号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。)の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る満3歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
 - 5 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。
 - 6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- (特定地域型保育事業の基準)

第46条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準(以下「地域型保育事業の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
 - 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定地域型保育事業に係る利用定員(第29条第1項の確認において定めるものに限る。第5項及び次条第2項において「利用定員」という。)
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき及び同項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
 - 5 特定地域型保育事業者は、次条第2項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第48条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前1月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- (変更の届出等)

第47条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- (確認の辞退)

第 48 条 特定地域型保育事業者は、3 月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第 49 条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について 2 以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について 2 以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第 50 条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者(以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第 51 条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し等)

第 52 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定地域型保育事業者が、第 45 条第 6 項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 三 特定地域型保育事業者が、第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定地域型保育事業者が、第 50 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第 50 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第 29 条第 1 項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去 5 年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去 5 年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第 29 条第 1 項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 43 条第 1 項の申請をすることができない。

(公示)

第 53 条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

- 一 第 29 条第 1 項の確認をしたとき。
- 二 第 48 条の規定による第 29 条第 1 項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第 1 項の規定により第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(市町村によるあっせん及び要請)

第 54 条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満 3 歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、

当該満3歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満3歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満3歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第3節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第55条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第33条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

- 2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

- 一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

- 二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が2以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

- 三 前2号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

- 3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

- 4 第2項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

- 5 市町村長等は、前3項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

第56条 前条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行った市町村長（次条第5項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

- 3 市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第1項の権限を行うよう求めることができる。
- 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第1項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。
- 5 第13条第2項の規定は第1項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は第1項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

第4節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第58条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第4項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第4章 地域子ども・子育て支援事業

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業

- 七 児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業その他同法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第2項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第5章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における

労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第31条第3項及び第32条第3項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第6章 費用等

（市町村の支弁）

第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用
- 三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用
(都道府県の支弁)

第 66 条 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。
(都道府県の負担等)

第 67 条 都道府県は、政令で定めるところにより、第 65 条の規定により市町村が支弁する同条第 2 号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第 1 項において「施設型給付費等負担対象額」という。)の 4 分の 1 を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第 65 条の規定により市町村が支弁する同条第 3 号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(市町村に対する交付金の交付等)

第 68 条 国は、政令で定めるところにより、第 65 条の規定により市町村が支弁する同条第 2 号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額の 2 分の 1 を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第 65 条の規定により市町村が支弁する同条第 3 号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第 69 条 政府は、児童手当の支給に要する費用(児童手当法第 18 条第 1 項に規定するものに限る。次条第 2 項において「拠出金対象児童手当費用」という。)及び地域子ども・子育て支援事業(第 59 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げるものに限る。)に要する費用(次条第 2 項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。)に充てるため、次に掲げる者(次項において「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 82 条第 1 項に規定する事業主(次号から第 4 号までに掲げるものを除く。)

二 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)第 28 条第 1 項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)第 126 条第 1 項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の額)

第 70 条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 2 条第 1 号に規定する育児休業若しくは同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第 24 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 108 号)第 3 条第 1 項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 109 号)第 3 条第

1 項（同法第 27 条第 1 項及び裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）（第 7 号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第 23 条の 3 第 1 項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額、賦課標準の予想総額及び第 68 条第 2 項の規定により国が交付する額並びに児童手当法第 18 条第 1 項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、1000 分の 1.5 以内において、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 全国的な事業主の団体は、第 1 項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第 71 条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第 3 項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第 2 項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

9 政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第 1 項から第 8 項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第 7 章 子ども・子育て会議等

（設置）

第 72 条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第73条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第75条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第76条 第72条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第8章 雑則

(時効)

第 78 条 子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第 79 条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(審査請求)

第 80 条 第 71 条第 2 項から第 7 項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

第 81 条 削除

(実施規定)

第 82 条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

第九章 罰則

第 83 条 第 15 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 84 条 第 38 条第 1 項又は第 50 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 85 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第 86 条 第 15 条第 2 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10 万円以下の過料に処する。

第 87 条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 14 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第 23 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第2条第4項、第12条（第31条の規定による第27条第1項の確認の手續（第77条第1項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第43条の規定による第29条第1項の確認の手續（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（第77条第4項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第13条の規定 公布の日
- 二 第7章の規定並びに附則第4条、第11条及び第12条（第31条の規定による第27条第1項の確認の手續（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第43条の規定による第29条第1項の確認の手續（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 平成25年4月1日
- 三 附則第10条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日
- 四 附則第7条ただし書及び附則第8条ただし書の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（検討）

第2条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（財源の確保）

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第4条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

(子どものための現金給付に関する経過措置)

第5条 第9条の規定の適用については、当分の間、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」及び同法附則第2条第1項の給付」とする。

(保育所に係る委託費の支払等)

第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。

2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第2項の規定は適用しない。

3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定教育・保育施設に関する経過措置)

第7条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の規定による改正前の認定こども園法第7条第1項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）、幼稚園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改

正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 6 条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附則第 10 条第 1 項において「旧児童福祉法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）については、施行日に、第 27 条第 1 項の確認があったものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（特定地域型保育事業者に関する経過措置）

第 8 条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第 29 条第 1 項の確認があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置）

第 9 条 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第 27 条第 3 項、第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 30 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の規定にかかわらず、当分の間、1 月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 9 条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）

ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

（1） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）を基準として市町村が定める額

（2） 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

- ロ 特別利用保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額
 - （１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）
 - （２） 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

- イ 特別利用地域型保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額
 - （１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）
 - （２） 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

- ロ 特例保育 次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額
 - （１） 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）を基準として市町村が定める額
 - （２） 当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と（１）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

2 内閣総理大臣は、前項第1号イ、第2号イ（1）及びロ（1）並びに第3号イ（1）及びロ（1）の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3 第1項の場合における第67条第1項及び第68条第1項の規定の適用については、これらの規定中「同条第2号に掲げる費用」とあるのは、「同条第2号に掲げる費用（附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ（2）及びロ（2）並びに第3号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第2号に掲げる費用のうち、第1項第1号ロ、第2

号イ（２）及びロ（２）並びに第３号イ（２）及びロ（２）に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

（保育の需要の増大等への対応）

第 10 条 旧児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、第 1 項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（施行前の準備）

第 11 条 内閣総理大臣は、第 27 条第 1 項の 1 日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第 3 項第 1 号の基準、第 28 条第 1 項第 2 号の内閣府令、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の基準、第 29 条第 3 項第 1 号の基準、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の内閣府令、同条第 2 項第 2 号から第 4 号までの基準、第 34 条第 3 項の内閣府令で定める基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第 2 号の内閣府令（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第 46 条第 3 項の内閣府令で定める基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第 2 号の内閣府令（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第 60 条第 1 項の基本指針並びに附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ（１）及びロ（１）並びに第 3 号イ（１）及びロ（１）の基準を定めようとするときは、施行日前においても第 72 条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第 12 条 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第 20 条の規定による支給認定の手続、第 31 条の規定による第 27 条第 1 項の確認の手続、第 42 条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第 43 条の規定による第 29 条第 1 項の確認の手続、第 54 条の規定による情報の提供等、第 61 条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第 62 条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第 74 条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第 13 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 24 年法律第 62 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第2条の2から第2条の4まで、第57条及び第71条の規定 公布の日
- 二 削除

四 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第3条中厚生年金保険法第21条第3項の改正規定、同法第23条の2第1項にただし書を加える改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同法第24条、第26条、第37条、第44条の3、第52条第3項及び第81条の2の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同法第81条の3第2項、第98条第3項、第100条の4第1項、第100条の10第1項第29号、第139条及び140条の改正規定、同法附則第4条の2、第4条の3第1項、第4条の5第1項及び第9条の2の改正規定、同法附則第29条第1項第4号を削る改正規定並びに同法附則第32条第2項第3号の改正規定、第4条中昭和60年国民年金等改正法附則第18条第5項及び第43条第12項の改正規定、第8条中平成16年国民年金等改正法附則第19条第2項の改正規定、第10条中国家公務員共済組合法第42条、第42条の2第2項、第73条の2、第78条の2及び第100条の2の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同法第102条第1項の改正規定、同法附則第12条第9項及び第12条の4の2の改正規定並びに同法附則第13条の10第1項第4号を削る改正規定、第15条中地方公務員等共済組合法第80条の2及び第114条の2の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同法第116条第1項及び第144条の12第1項の改正規定、同法附則第18条第8項及び第20条の2の改正規定並びに同法附則第28条の13第1項第4号を削る改正規定、第19条の規定（私立学校教職員共済法第39条第3号の改正規定を除く。）、第24条中協定実施特例法第8条第3項の改正規定（「附則7条第1項」を「附則第9条第1項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第18条第1項の改正規定、第25条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第26条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第1項並びに附則第4条から第7条まで、第9条から第12条まで、第18条から第20条まで、第22条から第34条まで、第37条から第39条まで、第42条から第44条まで、第47条から第50条まで、第61条、第64条から第66条まで及び第70条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の経過措置の政令への委任）

第71条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成24年法律第63号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第28条、第159条及び第160条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第160条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成24年法律第98号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第3条並びに次条及び附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成26年法律第28号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成26年法律第69号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例

平成 19 年山口県条例第 46 号

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県で、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いである。

一方、急速な少子化の進行は、家族の構成や雇用形態の変化と相まって、山口県の将来に対して、子どもを育成する環境の悪化、地域の活力の低下等の県民生活の全般にわたる深刻な影響をもたらすことが懸念される。

こうした状況に歯止めをかけ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、これを構成するすべての人が、それぞれの責任と役割を果たして、結婚、出産及び子育てに対する不安の軽減、職業生活と家庭生活との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが重要である。

ここに、私たちは、子どもや子育てを社会全体で愛情を持ってやさしく見守り、かつ、支えることができる社会を実現するために共に力を合わせて取り組んでいくことを決意し、そのような取組の積み重ねが、やがて風土や住みよさとして、親から子へ、子から孫へと受け継がれていくことにより、山口県らしい子育ての文化が創造されることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的に推進し、もって子育てに関する豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、県民が安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、及び子どもの成長を愛情をもってやさしく支えることができる社会を実現するために行われる取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場(以下「社会全体」という。)において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨として、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもを生み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第 5 条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者との相互理解の促進に特に配慮しなければならない。

(社会全体における県民等の連携及び協力)

第8条 県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)は、社会全体において子育て支援・少子化対策を推進するに当たっては、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(県民運動)

第9条 県民等は、子育て支援・少子化対策が地域の特性を生かして行われるようにし、かつ、社会全体において子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための活動(以下「県民運動」という。)を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第10条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 事業者又は県民若しくは事業者の組織する民間の団体は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、前項の規定による取組を支援する取組をするよう努めるものとする。

3 県は、毎年、期間を定めて、家庭の日(前二項の規定により県民等が定める日をいう。)の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、子育て支援・少子化対策の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 社会を構成するすべての者が結婚、出産及び子育てを支える気運を醸成すること。

二 子どもに心身の成長過程に応じた保健医療サービスの充実及び家庭における健康の増進を図ること。

三 子どもを生み、育てる者の負担の軽減を図ること。

四 子どもに社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるとともに、子どもの豊かな心及び健やかな身体をはぐくむこと。

五 職業生活と家庭生活との両立を支援すること。

六 地域において子育てを支援する体制及び住宅、公園その他の生活環境を整備すること。

七 市町及び県民等と共同して子どもの安全の確保及び健全な育成を図ること。

(計画の策定等)

第12条 知事は、前条に定める施策その他の子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な

推進を図るため、子育て支援・少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 子育て支援・少子化対策の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 子育て支援・少子化対策の推進に関する目標
 - 三 子育て支援・少子化対策の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前3号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(事業者の報告)

第13条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(推進体制の整備)

第14条 県は、市町及び県民等と連携しつつ、子育て支援・少子化対策に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、子育て支援・少子化対策の推進の状況及び子育て支援・少子化対策に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県子育て文化審議会)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

- 一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務
 - 二 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項各号に掲げる事務
 - 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務
- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 子育ての支援に関する団体を代表する者
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 労働者を代表する者
 - 五 市町の長を代表する者
 - 六 関係行政機関の職員
 - 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 山口県子育て文化審議会は、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)の施行の日前においても、改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができることとされた改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務を行うことができる。

山口県子育て文化審議会規則

平成 19 年山口県規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成 19 年山口県条例第 46 号)第 17 条第 4 項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

山口県子育て文化審議会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者	保健医療経営大学保健医療経営学部	◎ 辻 正 二
	山口県立大学社会福祉学部	○ 藤 田 久 美
	宇部フロンティア大学短期大学部	伊 藤 一 統
関係団体	やまぐち子育て支援ネットワーク hussyh (はっしゅ)	井出崎 小百合
	(財)山口県保育協会	兒 玉 好 美
	(財)山口県私立幼稚園協会	中 邑 隆 哉
	山口県地域活動連絡協議会	松 橋 美恵子
	山口県母子保健推進協議会	百 衣 万里子
	山口県P T A連合会	川 崎 裕 美
	(社福)山口県社会福祉協議会	宇佐川 栄 子
	(社)山口県医師会	濱 本 史 明
	やまぐち子育て県民運動推進会議	今 井 佐知子
事業者代表	山口県経営者協会	國 分 辰 男
	生活協同組合コープやまぐち	岡 崎 悟
労働者代表	(社)山口県労働者福祉協議会	大 塚 健 二
公募委員		末 永 義 美
		吉 岡 恵 美

◎会長 ○副会長

「健やか親子21（第2次）」について

1 基本的視点

- 21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画であるという、現行の「健やか親子21」の性格を襲する。
- 同時に、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域が環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である「健康日本21」の一翼を担うという意義を有する。

2 10年後に目指す姿

- 日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること。
- 疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること。
- 上記2点から、10年後の目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とした。

3 課題の構成

- 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、以下の課題を設定した。
 - 《基盤課題A》切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
 - 《基盤課題B》学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 - 《基盤課題C》子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 - 《重点課題①》育てにくさを感じる親に寄り沿う支援
 - 《重点課題②》妊娠期からの児童虐待防止対策
- 基盤課題A、Bは従来から取り組んできたが、引き続き改善が必要な課題や、少子化や家族形態の多様化等を背景として新たに出現してきた課題があり、ライフステージを通じ、これからの課題の解決を図ることを目指す。基盤課題Cは、基盤課題A、Bを広く下支えする環境づくりを目指すための課題として設定した。
- 重点課題は、様々ある母子保健課題の中でも、基盤課題での取組をより一歩進めた形で重点的に取り組む必要があるものとして設定した。

4 目標の設定

- 現計画の指標をもとに、「健康水準の指標」、「健康行動の指標」、「環境整備の指標」の三段階に整理した。また、現計画において目標を達成したもの等を「参考とする指標」とし、具体的目標値を設けていないもののデータの推移等を継続的に注視する指標とした。
- 現計画では、目標を設けた指標が69指標74項目と多かったため、達成状況や現状を踏まえ見直しを行い、目標を設けた52指標（うち再掲2指標を含む）と、目標を設けない28の参考指標を設定した。
- 目標値の設定にあたっては、既存の統計調査から現状や今後の推移の見通し等の分析を行い、向こう10年間で取組が着実に促されるよう段階的な目標設定を行った。

5 国民運動計画としての取組の充実に向けて

- 国民の主体的取組の推進
- 「健やか親子21」推進協議会及び各参画団体の活動の更なる活性化
- 企業や学術団体等との連携、協働による取組推進の体制づくり
- 国及び地方公共団体における取組の推進
 - －健康格差の解消に向けて国・都道府県・市町村の役割－
 - ・国は、全国的な母子保健水準や母子保健事業の実施状況等を評価するための目標を設定し、広く関係者に対して、その目標を周知する。

- ・都道府県は、県内の課題の把握等を広域的、専門的な立場から行い、都道府県母子保健計画を策定し、課題解決に向けて、県内の地方公共団体間の役割分担や関係機関等との連携強化について中心的な役割を果たすこと。
- ・県型保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点であり、管内市町村における事業評価及び改善を円滑に進めるため、積極的に協力・支援に取り組むこと。
- ・市町村は、母子保健事業の主たる実施者として、関連部署や関係機関等との連携し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、把握した情報等から課題の明確化や対応策の検討を行い事業へ反映すること。
- ・指定都市、中核市の場合は、県型保健所の役割も同時に担うことになるが、より、広域的な事業評価等を行っていくために、都道府県と連携すること。

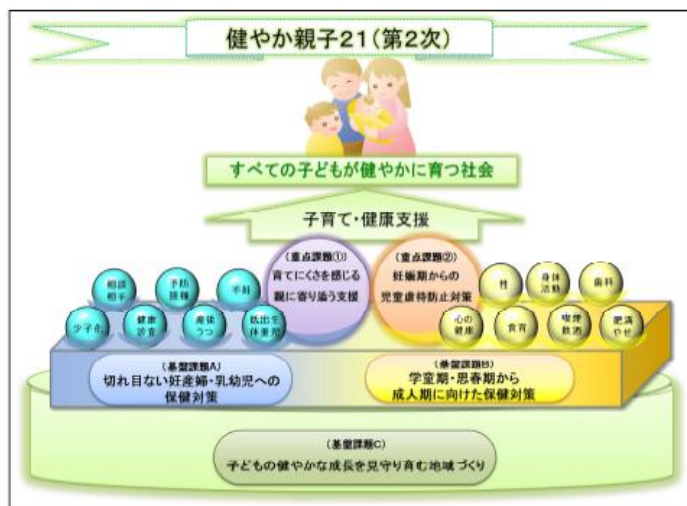


「健やか親子21（第2次）」を基本とし、母子保健計画策定指針に沿って、市町村及び都道府県が母子保健計画を策定する

母子保健計画策定指針（抜粋）

○平成26年6月17日付雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発「母子保健計画について」

- 第1 母子保健計画策定指針について
- 第2 母子保健計画の策定について
 - 1 母子保健計画策定の趣旨
 - 2 母子保健計画の策定の主体
市町村及び都道府県が策定するものとする。
 - 3 母子保健計画の内容
「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とする。
 - 4 母子保健計画策定の手順等
 - 5 母子保健計画の期間
 - 6 他計画等との関係
- 第3 母子保健計画の推進等
 - 1 母子保健計画の推進体制
 - 2 母子保健計画の推進状況の把握、評価及び再検討



用 語 解 説

五十音順	項 目	用 語 解 説
あ	預かり保育	幼稚園（公立・私立）において、教育時間の前後や長期休業中などに、園児を対象に実施する保育
	一時預かり	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの
	インターンシップ	大学生、高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で、一定期間、就業を体験すること
	延長保育	保育所において、通常の開所時間を超えて実施する保育等
か	家庭教育アドバイザー	地域における家庭教育支援の充実のために、子育てや家庭教育について相談に応じることができるよう、県教委が養成している地域の指導者
	家庭生活支援員	母子家庭等が技能習得や就職活動、病気や冠婚葬祭等のため、一時的に介護、保育などのサービスが必要な場合、家事や子育て等の支援を行う者
	家庭の日	家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日。事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしている。
	キャリアカウンセリング	求職者の適性、職業経験、能力等に応じた職業選択や職業訓練を助言すること。キャリアカウンセリングを行う専門家をキャリアカウンセラーという。
	結婚・子育て応援デスク	若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう支援するため、結婚から妊娠・出産、子育てに至るまでの総合的な相談窓口
	県民運動サポート会員	県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」の趣旨に賛同し、子育て応援団や結婚応援団として登録し、子育てや結婚支援の活動を行う団体等

五十音順	項目	用語解説
か	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
	子育て家庭応援優待制度	社会全体で子育てを応援するため、18歳未満の子どもや妊娠中の人のいる家庭が、商店などから料金の割引やポイントサービス等を受けられることができる制度
	子育て同盟	少子化問題に危機感を持ち、子育て支援を地方から発信しようとする取り組みが同盟を結び、情報交換や情報発信を行うことで、切磋琢磨しながら子育て支援施策を実施、先導するとともに、広く少子化対策への意識喚起を行う。
	子どもと親のサポートセンター	子どもや親に対する教育相談・支援機能を強化するため、やまぐち総合教育支援センター内に設置された機関
	コミュニティ・スクール	教育委員会から任命された保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする「学校運営協議会」が設置されている学校
さ	里親委託推進員	里親への子どもの委託を総合的に推進するため、児童相談所に配置される者で、児童相談所、乳児院等の施設及び養子の養育を希望する者との連絡・調整等の養子縁組支援等を実施する。
	里親制度	保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県等が里親に委託する制度
	児童家庭アドバイザー	児童相談所において、児童福祉司と協力し、児童虐待に関する調査、市町との連絡調整等を行う者
	児童家庭支援センター	地域の児童福祉の相談に応じ、児童又は保護者に指導を行い、また、児童相談所及び他施設等との連携を図り、児童家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設
	児童虐待	児童虐待の防止に関する法律第2条において、児童虐待の定義を掲げており、保護者からの、①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類とされている。

五十音順	項目	用語解説
さ	児童自立支援施設	不良行為をなし、またはなす恐れのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設
	児童相談所	児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関
	児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く）を入所させてこれを養護し、あわせて自立を支援することを目的とする施設
	周産期医療	周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までの期間をいい、母子ともに生命に関わる事態が発生する可能性がある。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特にこのように表現される。
	主任児童委員	児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援等を行う者。厚生労働大臣が任命する。
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業
	情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、または保護者の下から通わせてその情緒障害を治すことを目的とする施設
	ショートステイ	疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間（通常、7日間以内）、養育・保護を行うもの
初期救急	入院や手術を必要としない患者への医療提供であり、市町が設置する休日夜間急患センターや地元医師会の医師が当番で実施する在宅当番医によって行われる。	

五十音順	項目	用語解説
さ	食育推進ボランティア	小学校などで食農教育を推進するため、農林水産業、栄養・健康などの体験や授業等の支援を行う者として、市町教育委員会に登録されている者
	食生活改善推進員	市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりのためのボランティア活動に取り組む者
	女性健康支援センター	女性の健康に関する様々な不安や悩みに関する相談対応を行うために、県立総合医療センター内に設置
	自立援助ホーム	義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設
	スクールガード	児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティア
	スクールカウンセラー	心の問題の専門家として小・中・高校で、生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする専門家
	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家
	総合型地域スポーツクラブ	地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までがそれぞれの好みに応じたスポーツを行うことができるよう、複数の種目を楽しむことができる総合的なスポーツクラブ
	総合療育システム	乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障害をできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に治療、訓練、保育などを行い、その子どもの発達を最大限促していくため、医療、保健、福祉、教育などの関係機関がお互いに連携を図り、保護者と協力しあって早期療育を進めていくためのシステム
	ゾーン30	生活道路及び通学路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度規制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策
た	地域型保育事業	施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもの預かる事業

五十音順	項目	用語解説
た	地域協育ネット	幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区をひとまとまりとした仕組み。公民館や学校運営協議会などを推進母体として、幼稚園や保育所、学校と関係組織、支援団体等が連携した取組を行う。
	地域子育て支援拠点	地域において子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援拠点で、主に保育所に併設される施設
	出会い・育児の日	社会全体で「婚活」や「子育て」に取り組む機運を醸成するため、子育て同盟が毎月19日を「出会い・育児の日」と定め、啓発活動等を実施
	トワイライトステイ	仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの
な	二次救急	入院や手術を必要とする患者への医療の提供であり、複数の病院が当番日を決めて実施する病院群輪番制病院や、病院の施設や機能を地域の医師に開放し、地元医師会の協力により実施する共同利用型病院によって行われる。
	乳児院	乳児を入院させてこれを養育することを目的とする施設
	乳幼児突然死症候群（SIDS）	それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気。原因はわかっていない。日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定される。生後2ヶ月から6ヶ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがある。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
は	ノンステップバス	バスの前扉から後扉の間の床面にステップ（段差）の構造のないバス
	ハイリスク妊産婦・新生児	妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等産科管理の必要な妊産婦や早産児や低出生体重児など発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性のある新生児
	母親クラブ	地域におけるすべての児童を健全に育成することを目的に、児童を持つ母親等で構成する活動組織

五十音順	項目	用語解説
は	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う機関。平成21年度以降、都道府県、指定都市において設置が進んでいる。
	病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に病院等において一時的に行う保育
	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織
	福祉総合相談支援センター	県央部に分散設置されている中央児童相談所、身体障害者更生相談所などの福祉相談機関について、総合的・一体的な相談支援体制が図られるよう統合した施設（H31開設予定）
	ふれあい教育センター	やまぐち総合教育支援センター内に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者へ、特別支援教育について、広域的・専門的な相談支援を行う機関
	放課後子ども教室	放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの
	放課後児童クラブ	保護者が就業などで昼間家庭にいない低学年児童などに、安心な遊びや生活の場を設け、児童の健全な育成を図るもの
	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者
	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援を総合的に行う機関（県母子・父子福祉センター内に設置）
	母子父子寡婦福祉資金	母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金。資金の申込み等は居住地の市町を通じて実施
母子保健推進員	地域に密着した母子保健事業を推進するために、市町が配置し、市町における母子保健推進活動を行う者	

五十音順	項目	用語解説
ま	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。
	民生委員・児童委員	住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などの様々な相談や調査、援助活動をする者。厚生労働大臣が委嘱する。
や	やまぐちイクメン応援企業宣言制度	企業が、男性はもとより、職場の上司、同僚等を含めた、男性が育児参加しやすい雇用環境づくりを宣言（公表）する山口県の登録制度
	やまぐち教育応援団	社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度
	やまぐち結婚応援団	民間による結婚に向けた出会いの場づくりを促進する取組。趣旨に賛同し、出会いの場づくりを行う団体等を登録し、団体等が実施する出会いの場づくりの情報等をホームページで紹介
	山口県発達障害者支援センター	社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、生涯一環したきめ細かな支援を行うため、これらの障害を持つ方はその保護者の方からの相談に応じるとともに、家庭・保健・福祉・医療・教育等の関係機関の連携を中心として、専門的支援のバックアップを行う機関
	やまぐち子育て応援企業宣言制度	企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施により達成しようとする目標を宣言（公表）する山口県の届出制度
	やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター	地域の子育て支援ネットワークの強化し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の促進等を図るため、様々な人材や機関、団体等と連携しながら地域交流やネットワークを促進していく人材として認定された者
	やまぐち子育て連盟	社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図ることを目的に、企業、地域、行政等が協働して、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目ない支援を県民運動として展開
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害のある人などを含めた全ての人々がはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方	

五十音順	項目	用語解説
や	養育費支援相談センター	養育費に関する相談、情報提供のほか、全国の養育費専門相談員、母子・父子自立支援員、養育費や子のある夫婦の離婚に関する相談担当者の研修のサポートを行うため、国が東京に設置
わ	ＹＹジョブナビ	若者就職支援センターが運営する就職関係情報提供ホームページ
	若者就職支援センター	おおむね４０歳未満の若者及びＵターン希望者のための情報提供・相談・能力開発・職業紹介等の一貫した支援を行うワンストップサービスセンターとして、県が設置した施設
英数字	ＯＢＳ手法	世界的な野外教育機関アウトワード・バウンド・スクール (Outward Bound School) の教育手法。自然体験活動とカウンセリングを組み合わせ、グループ全体と個人の成長を図る取組